

中途脱退者等移受換の事務処理について

2019年度

年金サービスセンター
年金記録課



目次

I	企業年金間のポータビリティと法律改正事項の概要	ポータビリティ	3
II	連合会の「通算企業年金」	通算企業年金	10
III	移受換の事務処理【確定給付企業年金】	確定給付	20
	1. 連合会への移換通知事務		20
	2. 取消・訂正事務		36
	3. DBへの移換申出事務		45
IV	移受換の事務処理【厚生年金基金】	厚生基金	52
	1. 連合会への移換申出事務		52
	2. 取消・訂正事務		62
	3. 基金への移換申出事務		73
V	参考資料	参考資料	77
	1. 事故連絡票の見方		78
	2. 連合会ホームページの活用		80
	3. 移受換事務Q & A		83



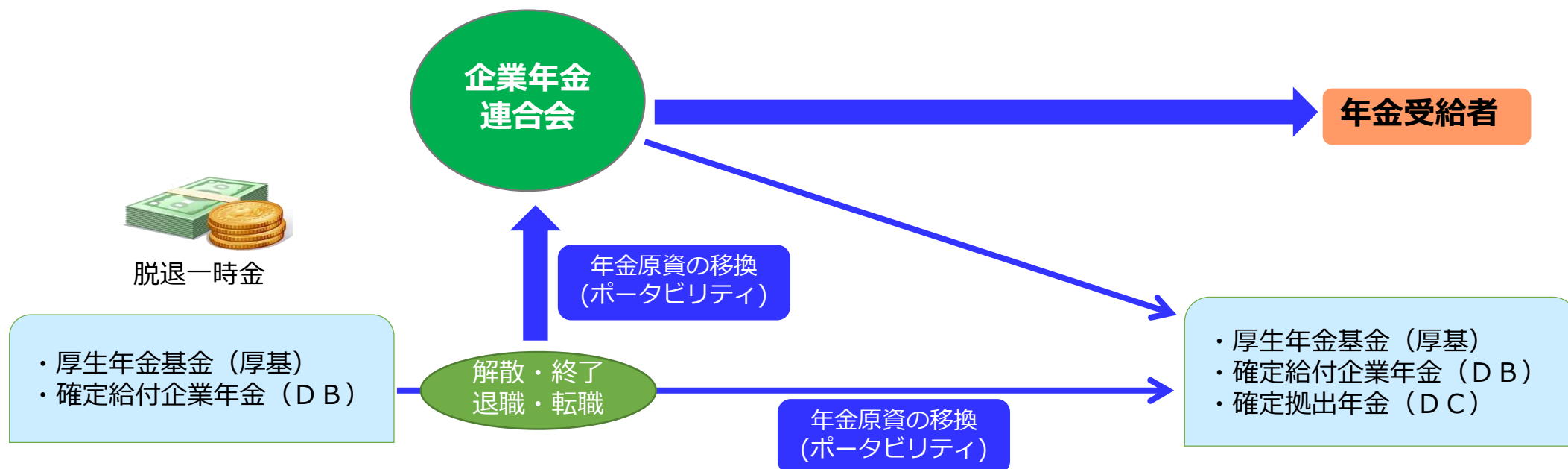
I 企業年金間のポータビリティと法律改正事項の概要

企業年金間のポータビリティ

企業年金の中途脱退者は、他の企業年金等（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、企業年金連合会）へ年金原資を移換できます（平成17年10月施行）

企業年金連合会（連合会）の役割

中途脱退者の選択により、脱退一時金相当額を連合会へ移換した場合、連合会は移換された脱退一時金相当額を原資として、将来、終身にわたって年金（**通算企業年金**）を支払います



中途脱退者とは

○中途脱退者は次のすべてを満たした方です

- ① 加入されていた確定給付企業年金の加入資格を喪失している方
- ② 規約で定める脱退一時金を受ける要件を満たしている方



ただし、中途脱退者の要件全てを満たしている方であっても、次の場合は脱退一時金相当額を連合会に移換することはできません

- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、老齢給付金等の受給権を取得した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、死亡した場合
- ・脱退一時金相当額の移換を終了しない間に、再び移換元制度の加入資格を取得した場合
- ・資格喪失日から起算して1年を経過する日までに申出なかった場合

企業年金間のポータビリティ拡充の概要

DBにおける移受換に係る主な変更点（平成30年5月～）

New!

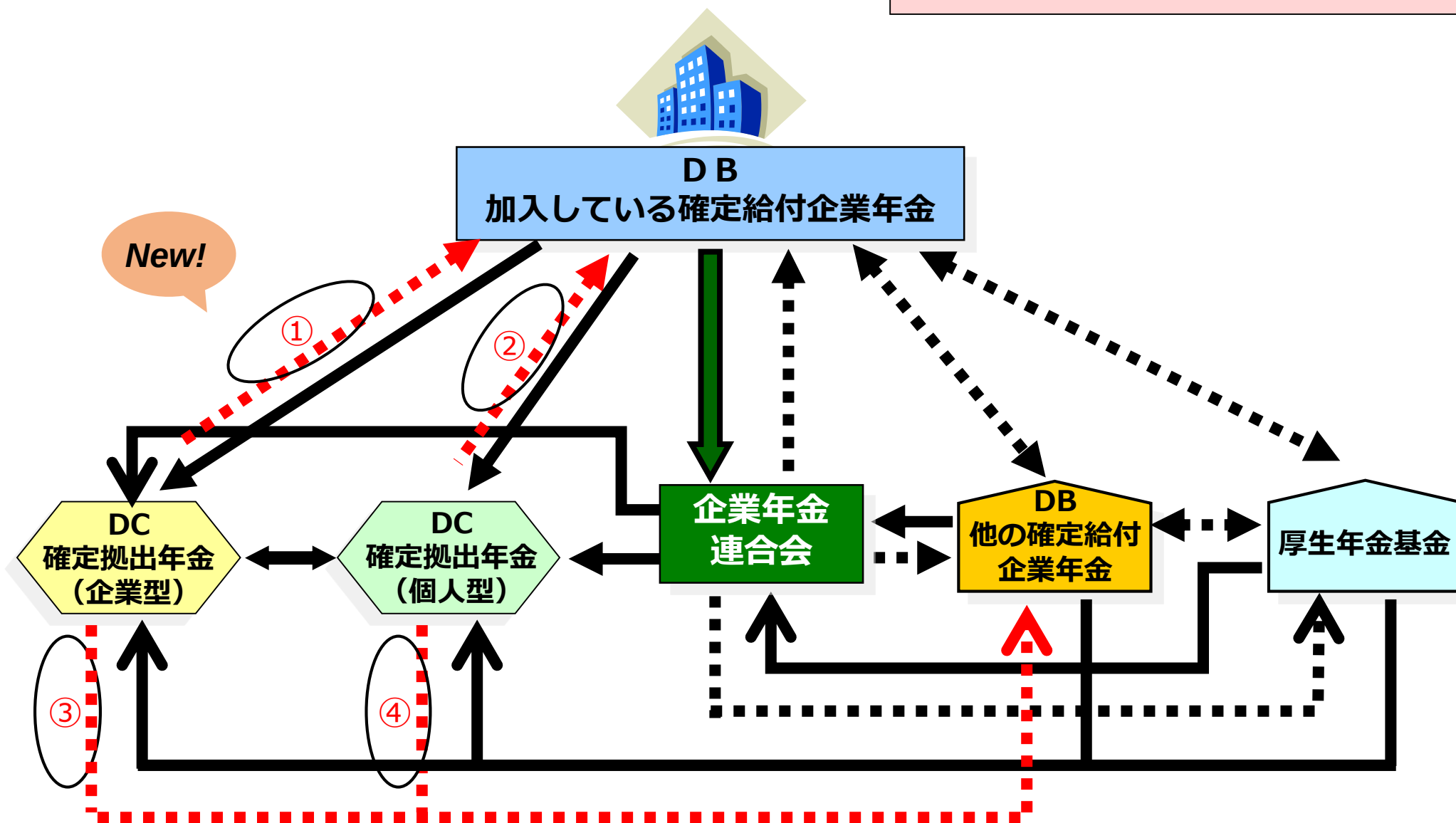
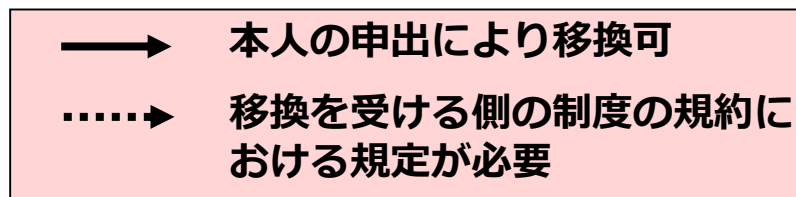
- ① DB の中途脱退者の定義が変更となり、DB の加入者の資格を喪失した者が老齢給付金の受給待期者となる場合であっても、規約の定めにより脱退一時金を受け取ることが出来、老齢給付金の支給開始年齢前であれば、中途脱退者となりポータビリティが可能となりました
- ② 他制度（連合会含む）に移換する脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間（算定基礎期間）の「開始日及び終了日」を、移換先への移換通知時等に、引渡し項目として追加することとなりました
- ③ 制度間ポータビリティの拡充により、DC の加入者であった者がDB の加入者の資格を取得した場合に、当該DB の規約においてあらかじめDC の資産を受け入れることが定められている場合は、DC からDB への移換を申し出ることが可能となりました

【補足 「算定基礎期間 開始日・終了日」の引き渡しについて】

算定基礎期間	DB → 連合会	連合会 → DB	連合会 → DC
算定基礎期間の開始日	× → ○	× → ○	○ (H30.4以前も引渡し)
算定基礎期間の終了日	× → ○ (H30.4以前は、資格喪失 年月日のみ引渡し)	× → ○	○ (H30.4以前も引渡し)

ポータビリティのイメージ（制度間の移換の拡充）

①②③④：ポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充



ポータビリティのイメージ（制度間の移換の拡充）

（施行日：平成30年5月1日（公布日から2年以内で政令で定める日））

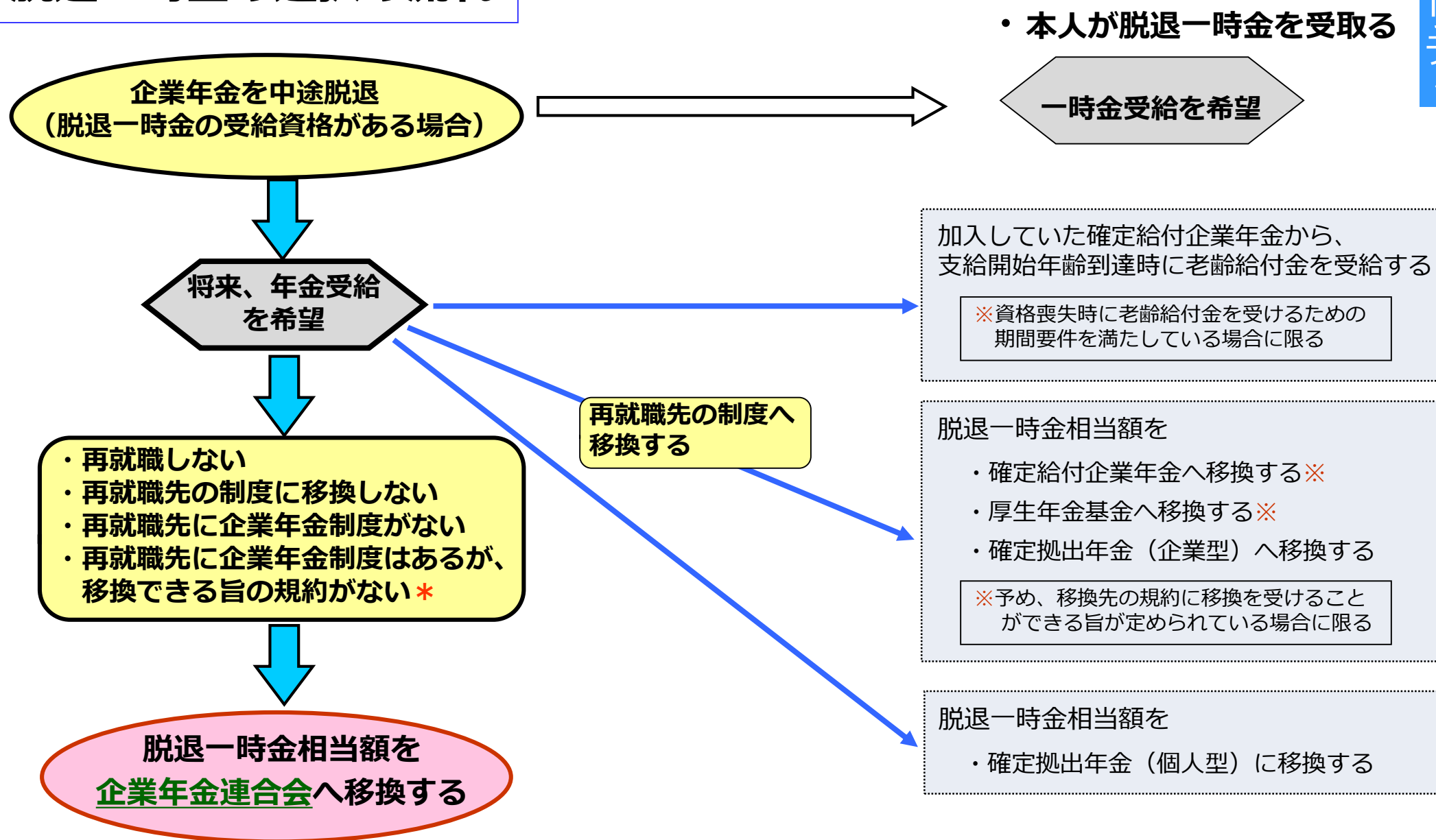
移換先の制度において規約の整備が必要

移換前に加入していた制度	移換先の制度						
		DB	企業型DC	個人型DC	中小企業退職金共済	企業年金連合会	厚生年金基金
	DB	○	○	○	×→○※2	○	○
	企業型DC	×→○	○	○	×→○※2	×	×
	個人型DC	×→○	○	×	×	×	×
	中小企業退職金共済	○※1→ ○（※1+※2）	×→ ○※2		○	×	×
	企業年金連合会	○	○	○	×		○
	厚生年金基金	○	○	○	○※3		○

- ※1 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に資産の移換が可能
 ※2 合併・会社分割等の場合に限って措置（中小企業退職金共済法の一部改正（平成28年4月1日施行）
 ※3 厚生年金基金が解散した場合であって、当該基金の設立事業所の事業主が中小企業者であるとき、中小企業退職金共済に資産の移換が可能

脱退一時金相当額の選択肢

脱退一時金の選択の流れ



* 再就職先に企業年金制度があり、移換できる旨の規約がある場合でも、企業年金連合会に移換することは可能



Ⅱ 連合会の「通算企業年金」

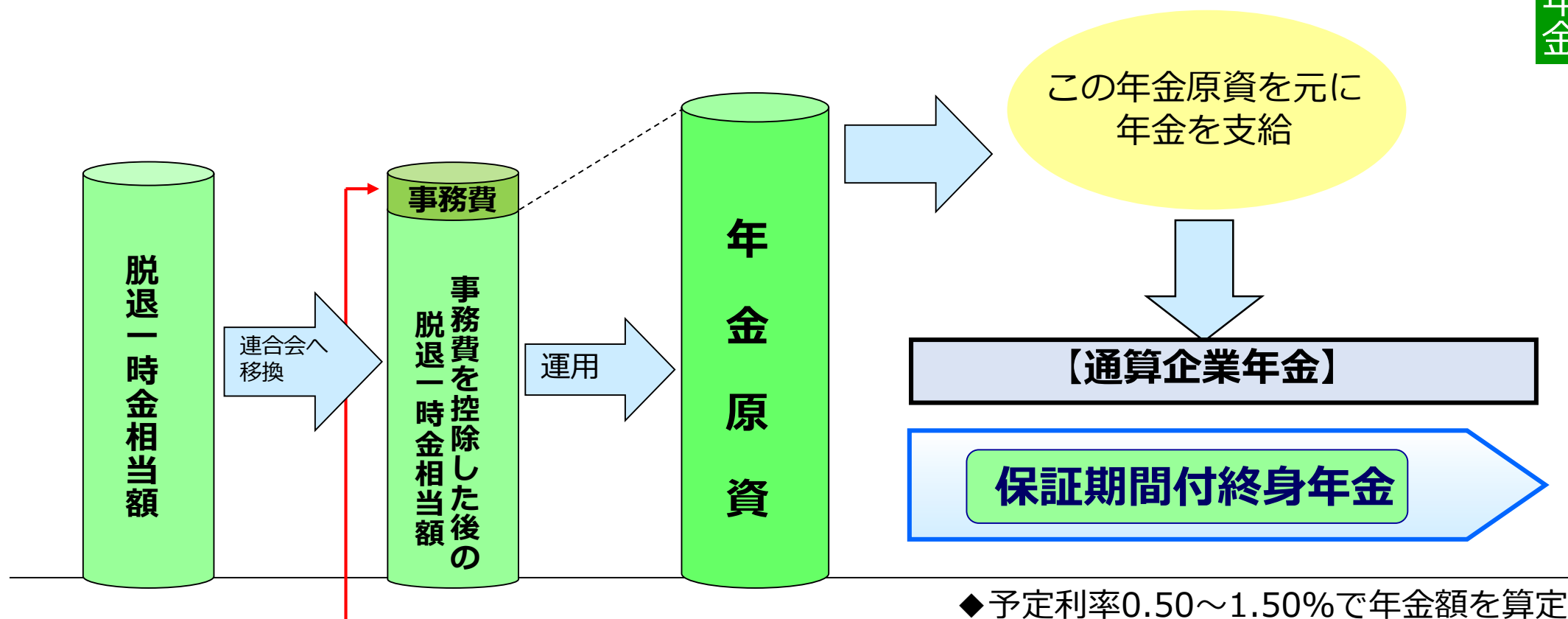
連合会の「通算企業年金」

通算企業年金の特徴

- 生涯にわたって年金を支給（終身年金）
- 年金額を算定する際の予定利率は、0.50～1.50%（資格喪失時の年齢に応じた率を適用）
- 原則として65歳から支給
(支給開始年齢は老齢厚生年金同様、性別及び生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引上げ)
 - ◆ 希望により本来の支給開始年齢よりも早く（60歳以降）受け取ることが可能（但し、受給期間が長くなるため年金額は減額された額となる）
 - ◆ 本来の支給開始年齢を超えて脱退一時金相当額を移換された場合は、移換された月の翌月分から年金を支給
- 保証期間付き（支給開始年齢から原則満80歳まで）
 - ◆ 支給の手続き時又は支給開始後保証期間内であって一定の事情が生じた場合は、本人の選択により、残りの保証期間に応じて選択一時金を支給
 - ◆ 支給開始前又は支給開始後保証期間内に亡くなられた場合は、残りの保証期間に応じて遺族の方に死亡一時金を支給
- 移換された脱退一時金相当額から、事務費（定額事務費 + 定率事務費）を控除

◇脱退一時金相当額をお預かりしてから、選択一時金や死亡一時金をお受け取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があります

通算企業年金のイメージ



事務費（上限34,100円）＝ 定額事務費（一律1,100円）＋ 定率事務費（上限33,000円）

- ※ 定率事務費は移換された脱退一時金相当額や年齢などにより異なります
- ※ 脱退一時金相当額が定額事務費（一律1,100円）以下の場合には移換できません
- ※ 年金額は移換された脱退一時金相当額から事務費を差し引いて計算しています

通算企業年金の特徴 ～予定利率～

予定利率について

年金額を算定する際の予定利率は、資格喪失時の年齢に応じた率が適用されます

●平成29年4月1日以降に加入資格を喪失された方

移換時年齢	予定利率
45歳未満	1.50%
45歳以上55歳未満	1.25%
55歳以上65歳未満	1.00%
65歳以上	0.50%

※平成26年10月1日から平成29年3月31日までに加入資格を喪失された方については、予定利率：1.50～2.25%で年金額を算定

※予定利率：0.50～1.50%で年金額を算定

【参考】 予定利率について (Q&A)

Q1：通算企業年金の予定利率はどのように決まるのですか？

A1：長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき、定めることとしています
従って、今後変更となることもあります

Q2：連合会に移換した後、予定利率が変われば年金額も変わるのですか？

A2：連合会から他の企業年金制度に移換されない限り、加入資格喪失時点での予定利率が適用されますので、たとえ連合会に移換後に予定利率が変更されても、予定利率変更後に資格喪失した者に適用されるものであるため、それによって年金額が変わることはありません

通算企業年金の特徴 ～事務費～

事務費について

移換された脱退一時金相当額から、事務費（定額事務費＋定率事務費）を控除します

事務費（上限34,100円）

○移換時に脱退一時金相当額から控除されます

定額事務費（一律1,100円）

○移換通知書の受付や移換完了通知書の送付等の事務経費に充てられます

定率事務費（上限33,000円）

○データ管理や年金の振込み等の事務経費に充てられます

○移換時の年齢や性別、脱退一時金相当額に応じて計算されます

--参考--

- ◇移換通知後にその通知が取消された場合、その後のデータ管理や年金の振込み等の事務経費は不要となるため、定率事務費については全額返還されます
- ◇既に脱退一時金相当額が連合会に移換されている方が、その後、新たに脱退一時金相当額を移換する場合、改めて年金の振込み等に要する事務経費は不要となるため、定率事務費は軽減されます

通算企業年金の特徴 ～支給開始年齢～

支給開始年齢について

原則として65歳から支給します

平成12年の法律改正により、老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていますが、同様に通算企業年金の支給開始年齢についても、生年月日に応じて60歳から65歳に段階的に引き上げられています（企業年金連合会規約 第48条第2項および附則第10条）

【男性】 生年月日	【女性】 生年月日	支給開始 年齢
昭和28年4月1日以前	昭和33年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降	65歳

--参考--

- ・ 本来の支給開始年齢が61歳以上の方は、本人の選択により本来の支給開始年齢よりも早く通算企業年金を受け取ることができます（60歳以降）
 - ※この場合の年金額は、支給開始を繰り上げた月数に応じて本来の年金額から減額されます
 - ※保証期間の終了する年齢に変更はないため、繰り上げた期間分、保証期間が延びます
- ・ 本来の支給開始年齢を超えてから移換された場合は、脱退一時金相当額が移換された月の翌月分からの支給となります

通算企業年金の特徴 ～繰上げ請求～

繰上げ請求について

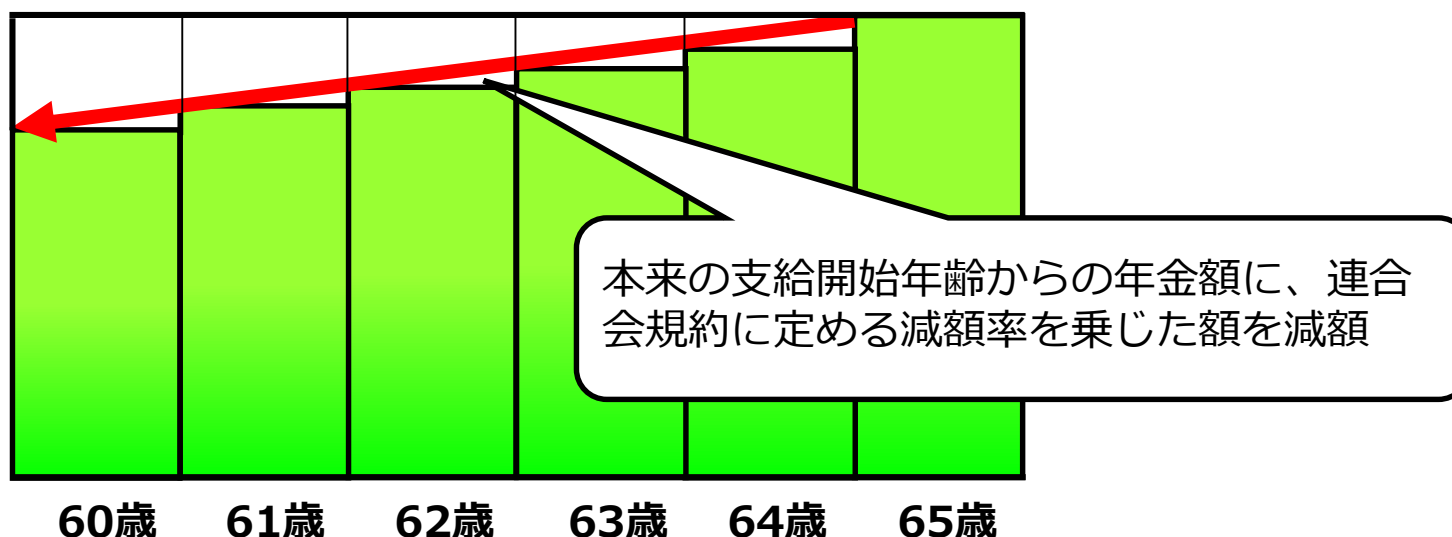
本人の選択により本来の支給開始年齢よりも早く年金を受給できます

本来支給開始年齢が61歳以上の方は、本人の選択により本来支給開始年齢よりも早く通算企業年金を受け取ることができます（60歳以降）

ただし、年金額は、繰り上げた月数に応じて本来の年金額から減額となり支給されます（企業年金連合会規約 附則第12条）

なお、請求を繰り上げた場合も保証期間の終了する年齢に変更はないため、繰り上げた期間分、保証期間が延びることになります

繰上げ請求時の年金額のイメージ



通算企業年金の特徴 ～保証期間～

保証期間について

保証期間とは、支給開始年齢から80歳に達するまでの期間のことを指し、その間に年金での受け取りから一時金での受け取りに変更した場合や、亡くなられた場合には、選択一時金や死亡一時金を受け取ることができます

通算企業年金には保証期間がついています

右表に定める保証期間内に、病気や災害などの理由があったときに、年金での受け取りから一時金での受け取りに変更した場合や、亡くなられた場合に、残存保証期間に応じて、選択一時金や死亡一時金を受け取ることができます

なお、支給開始年齢が65歳以降の場合（65歳以降に脱退一時金相当額を移換された場合）は、保証期間は右記の通りとなります

また、通算企業年金の繰上げ請求をした場合であっても、保証期間の終了する年齢に変更はありません

本来支給開始年齢	保証期間
65歳	15年
66歳	14年
67歳	13年
68歳	12年
69歳	11年
70歳	10年
71歳	9年
72歳	9年
73・74歳	8年
75・76歳	7年
77・78歳	6年
79・80歳	5年
81・82歳	4年
83・84歳	3年
85・86歳	2年
87歳以上	1年

通算企業年金の特徴 ～選択一時金～

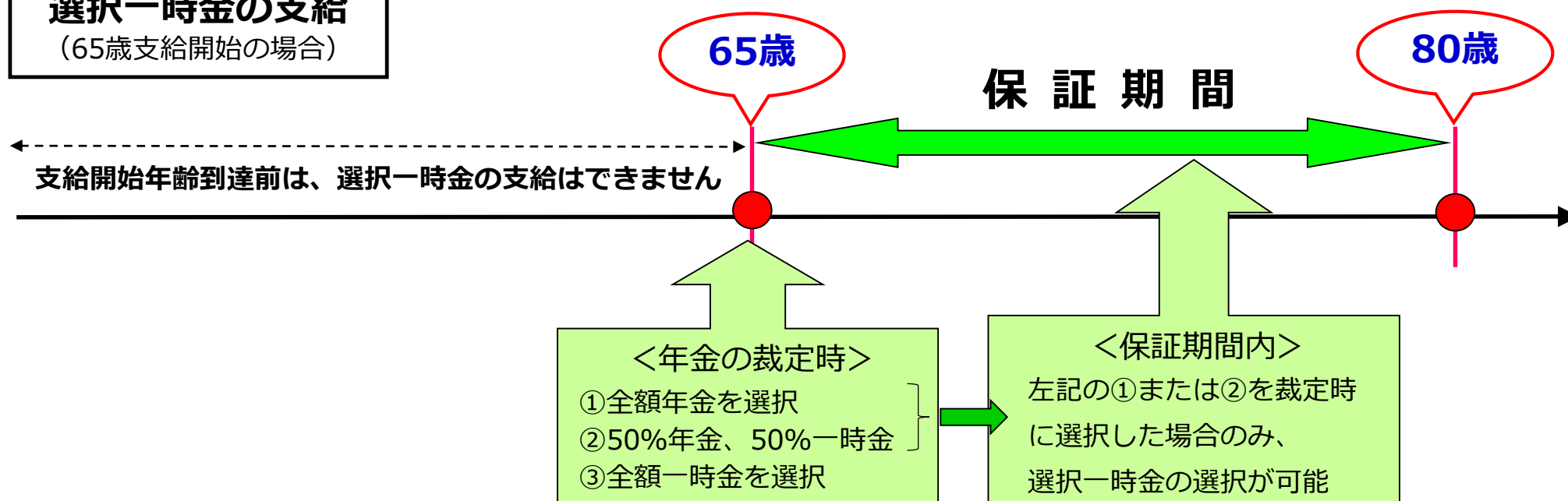
選択一時金について

選択一時金とは、以下の事情が生じた場合に限り、通算企業年金の支給に代えて、一時金として支給されるものです

- (ア) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- (イ) 受給権者がその債務を弁済することが困難なこと
- (ウ) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
- (エ) その他 (ア) ～ (ウ) に準ずる事情がある場合

選択一時金の支給

(65歳支給開始の場合)



通算企業年金の特徴 ～最低保証～

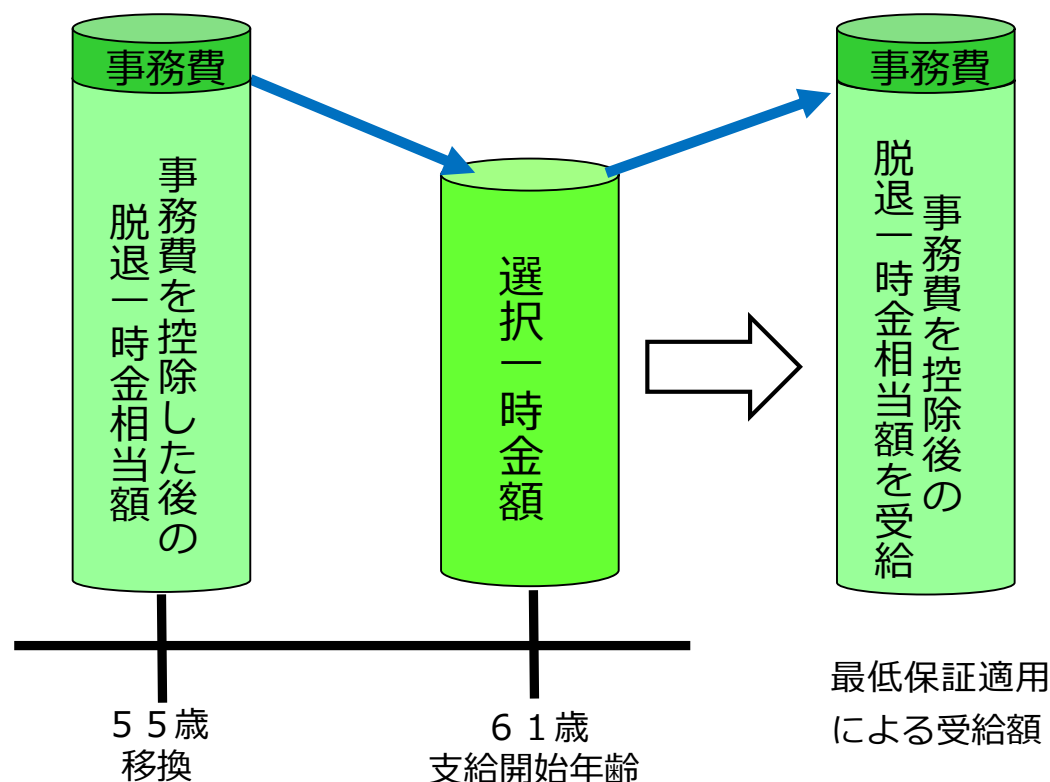
選択一時金および死亡一時金の最低保証額について

選択一時金および死亡一時金の額が、事務費控除後の脱退一時金相当額を下回ったときには、連合会規約の定めにより、事務費控除後の脱退一時金相当額が最低保証額として保証されます

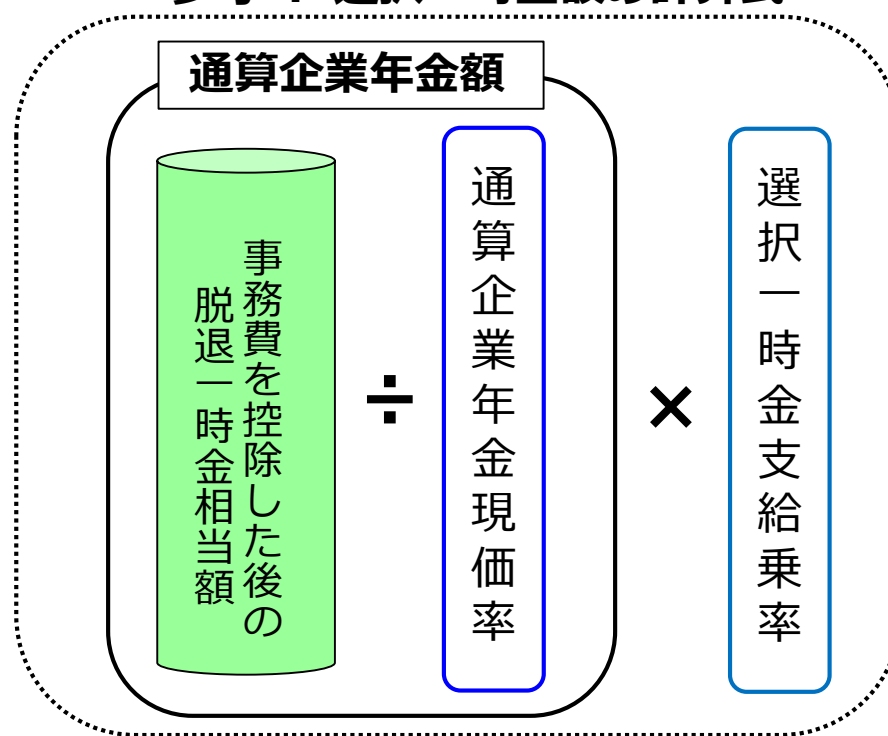
◇最低保証適用条件

選択一時金： 裁定請求と同時に全額一時金として選択した場合

死亡一時金： 支給開始年齢到達前に死亡した場合



参考：選択一時金額の計算式





Ⅲ 移受換の事務処理【確定給付企業年金】

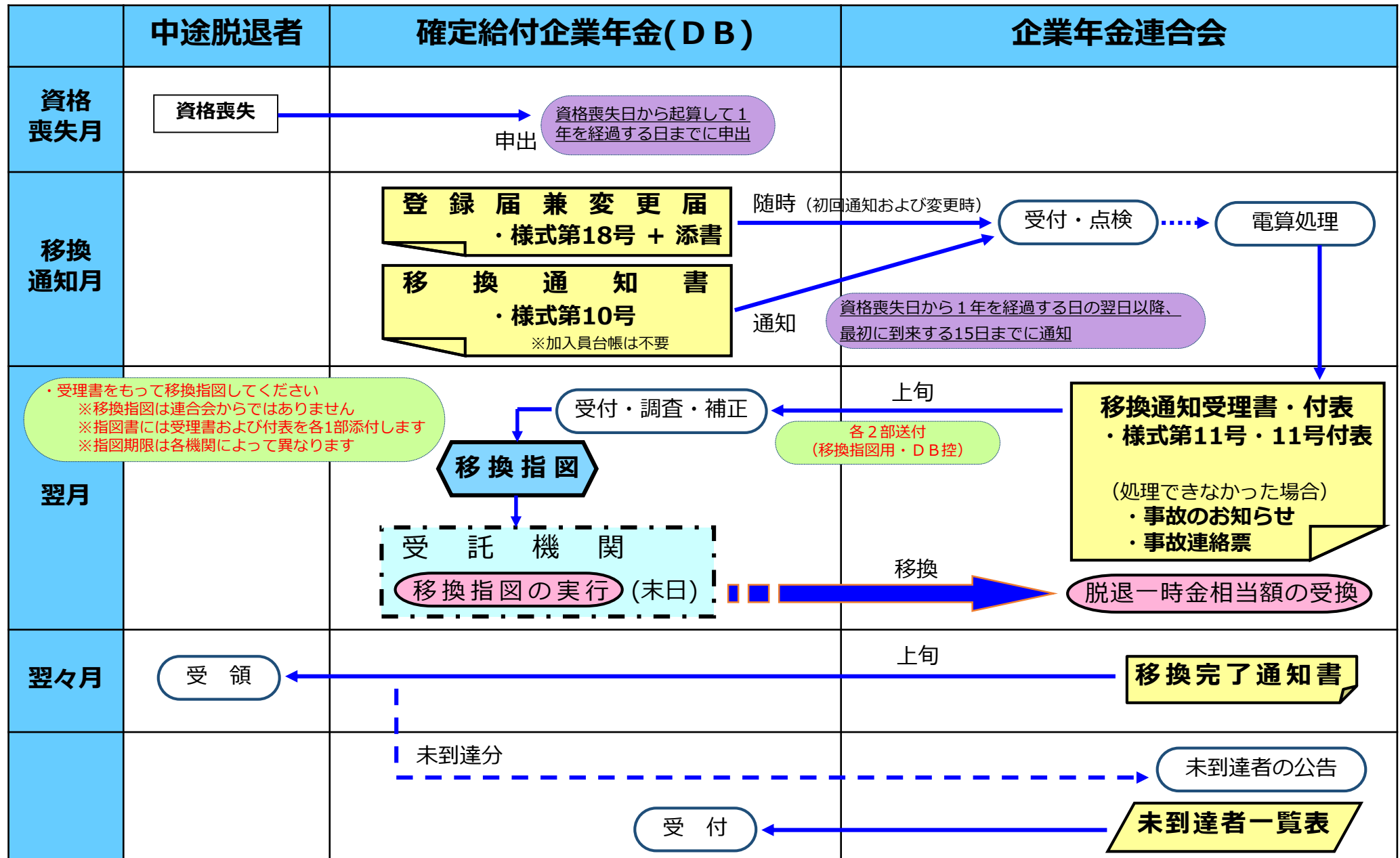
1. 連合会への移換通知事務

1. 連合会への移換通知事務

締切日は事前にご確認ください
 移換通知の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います
 （できるだけ5日までに通知願います）

Point

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ



資格喪失時の説明義務

以下の事項について、資格喪失者に説明する義務があります

（「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋）

① 移換申出期限

② 脱退一時金相当額及びその算定基礎期間

③ 脱退一時金の選択肢について（P.9 参照）

④ 企業年金連合会、国民年金基金連合会の制度概要等

⇒ 企業年金連合会については「通算企業年金のおすすめ」
のパンフレットをご活用下さい。

<H29.4版> …… 平成29年4月1日以降に確定給付企業年金の加入者資格
を喪失した方が対象。

⑤ 退職に伴い加入者資格を喪失した者が脱退一時金を受給する場合は、 退職所得控除が適用される旨

⑥ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税（生命保険料控除）され、 給付時に非課税となっているが、確定給付企業年金から厚生年金基金または 確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合には、給付時も課税される旨

平成30年5月1日より適用

・脱退一時金の繰下げ（規約に定めのある場合）

・資格喪失から1年以内に老齢給付金の受給権を取得することになる者はその旨
および受給権を取得する日までの間に他の制度へ移換又は脱退一時金の受給が行
われなかった場合は、老齢給付金を支給すること

New!

「通算企業年金のおすすめ」
パンフレット



なお、改正法施行通知（局長通知 平成26年3月24日年発0324第1号）において、DBの中途脱退者に対して脱退一時金相当額の移換について説明するにあたっては、連合会が作成しているパンフレットの活用等を通じ、わかりやすく説明することが求められております

登録届兼変更届

◆ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

- ◇ 連合会へ中途脱退者の移受換事務を行う際、D Bの連絡先・通知等の送付先等を登録するための届です
- ◇ **初回の登録時**は、以下の書類を添付してください（設立認可時の書類等でご確認ください）
 - ①規約番号または基金番号の確認ができる書類（写）
 - ②規約承認年月日または設立認可年月日の確認ができる書類（写）
- ◇ 複数の実施事業所の事業主が共同でD Bを実施している場合は、**代表となる事業主**が届出して下さい
- ◇ 登録内容に**変更があった場合はその都度**、変更箇所欄に「○」を付け、変更内容を届出して下さい

登録届兼変更届（様式第18号）

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

規約番号・基金番号					
(会員番号)					
事業主又は基金の名称					

項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるかどうか	() 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する () 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者又は理事長名

担当者名

初回登録時に必要な添付書類の例

※認可の形態等により、レイアウトが異なります

- ・規約番号または基金番号の確認
ができる書類（写）

平成 29 年 4 月 1 日

企業年金基金 殿

厚生局健康福祉部企業年金課

基金型企業年金規約の認可について

標記について、別添のとおり認可されたので、認可通知書を送付します。

なお、確定給付企業年金基金番号（以後「基金番号」という。）を「**関基第 号**」と定めましたので、今後関係書類には、すべてこの番号を付してください。

- ・規約承認年月日または設立認可
年月日の確認ができる書類（写）

厚生労働省 号

厚生年金基金から企業年金基金への移行認可書

平成29年 付 号にて申請のあった厚生年金基金が企業年金基金となることの申請については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第112条第1項の規定により認可する。

平成29年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録届兼変更届

◆ 登録届兼変更届（様式第18号）の記入方法

様式第18号
企業年金連合会
年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届（確定給付企業年金）

① 規約番号・基金番号

② (会員番号)

③ 事業主又は基金の名称

項 目	内 容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業主の名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		
連合会から積立金等の移換ができるか否か	() 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	() 全ての積立金等を移換する () 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する () 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	() 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

代表者又は理事長名

担当者名

Point

Point

①厚生労働大臣が承認・認可した規約番号または基金番号を記入

・規約型：○規約XXXXXX

・基金型：○基第XXXXXX

下線部の6桁の数字を記入

②連合会会員の場合は会員番号を記入（会員でない場合は記入不要）

③④規約型⇒会社等名称（代表者名等の事業主個人名は不要）

基金型⇒基金名称

⑤信託銀行、生命保険会社等を記入

⑥連合会にある積立金等を受け入れることが可能かどうか、規約を確認の上、記入

⑦『()移換できない』とした場合は記入不要

⑧届出年月日を西暦で記入

会社の社判・代表者印等の押印は不要（届出はFAXでも可能です）

「事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする」を選択した場合は、加入者はDB（事業主または企業年金基金）へ移換申出を申請します

DBから連合会へ提出する書類

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）

様式第10号 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 年 月 日 事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名 印

企業年金連合会理事長殿 記

規約番号又は基金番号	件数
基礎年金番号	氏名
住所	性別 男 01 女 02 生年（西暦）月 日
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別 男 01 女 02 生年（西暦）月 日
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別 男 01 女 02 生年（西暦）月 日
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別 男 01 女 02 生年（西暦）月 日
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額
基礎年金番号	氏名
住所	性別 男 01 女 02 生年（西暦）月 日
算定基礎期間（※）の開始日（西暦）	算定基礎期間（※）の終了日（西暦）
脱退一時金相当額	本人拠出相当額

（※）脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

- 原則として、移換通知は中途脱退者がDBの加入者の資格を喪失した日から起算して、1年を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに行います
- 資格喪失日以降に通知を行います
- なお、書類不備等があった場合の対応の為、できるだけ毎月5日までに通知いただきますようお願いいたします

Point



DBから連合会へ提出する書類

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）

様式変更の主なポイント

- ・ 算定基礎期間の「開始日及び終了日」の引渡し項目の追加
- ・ 改元に伴う、西暦での通知への変更
- ・ 記入位置の見直し

New!



… 引渡し項目の追加部分



… 和暦から西暦への変更部分

【記録媒体用】… 記録媒体とセットで通知

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

企業年金連合会理事長殿

記

印

規約番号又は基金番号

件数

基礎年金
番号

フリガナ

氏名

性別

男 01
女 02

生（西
年 月 日
暦）

住所

算定基礎期間（※）
の開始日（西暦）

算定基礎期間（※）
の終了日（西暦）

資格喪失
年月日
（西暦）

脱退一時金相当額

円

算定基礎
期間（※）

ヶ月

本人拠出相当額

円

基礎年金
番号

フリガナ

氏名

性別

男 01
女 02

生（西
年 月 日
暦）

住所

算定基礎期間（※）
の開始日（西暦）

算定基礎期間（※）
の終了日（西暦）

資格喪失
年月日
（西暦）

脱退一時金相当額

円

算定基礎
期間（※）

ヶ月

本人拠出相当額

円

（※）脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書 （確定給付企業年金：記録媒体用）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出（ 件）を受けましたのでFD又はCD-Rを添えて通知します。

西暦 年 月 日

規約番号又は基金番号

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

印

企業年金連合会理事長殿

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）

①厚生労働大臣が承認・認可した規約番号（規約型）または基金番号（基金型）を記入

<記入例>

- ・東基第××××××
- ・関規第××××××

下線部の6桁の数字を記入

②基礎年金番号を記入

※番号が「0」から始まる場合、「0」は省略しないで下さい

※加入員番号を誤って記入しないようご注意ください

③④カナ氏名の記入漏れ、性別の○の付け忘れにご注意下さい

⑤住所の記入漏れにご注意下さい

※連合会からの通知が届くような住所を記入

⑥⑦規約に基づく年月日を西暦で記入

※資格喪失年月日以降に通知して下さい

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 2019年 7月 5日

複数枚提出する場合は、1枚目に総件数を記入（2枚目以降は空欄）

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地
〒105-00XX 東京都港区芝公園 X-X-X
〇△□企業年金基金

代表者又は理事長名

理事長 確給 一郎

印

企業年金連合会理事長殿

記

①	規約番号又は基金番号	0 0 0 1 2 X	件数	0 0 0 2	③	④
②	基礎年金番号	2 2 2 2 1 2 3 4 5 X	列挙した 氏名	ネンキン イチロウ 年金 一郎	性別	男 01 女 02
⑤	住所	〒 160 - 0023 新宿区 西新宿 X-X-X				
⑥	算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	2 0 0 8 0 6 0 1	算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	2 0 1 8 0 8 0 1	資格喪失年月日(西暦)	2 0 1 8 0 8 0 1
⑦	脱退一時金相当額	3,439,520	円	算定基礎期間(※)	122	ヶ月
	本人拠出相当額	508,800	円			
	基礎年金番号	3 3 3 3 2 3 4 5 6 Δ	列挙した 氏名	JUSTIN WONDER	性別	男 01 女 02
	住所	〒 999 - 9999 2220 EAST ROAD HOUSTON TX 75555 U.S.A				
	算定基礎期間(※)の開始日(西暦)	2 0 1 6 0 4 0 1	算定基礎期間(※)の終了日(西暦)	2 0 1 9 0 4 3 0	資格喪失年月日(西暦)	2 0 1 9 0 4 3 0
	脱退一時金相当額	265,000	円	算定基礎期間(※)	37	ヶ月
	本人拠出相当額	0	円			

(※)脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（様式第10号）

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 **2019年 7月 5日**

複数枚提出する場合は、1枚目に
総件数を記入(2枚目以降は空欄)

企業年金連合会理事長殿

記

⑫

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地
〒105-00XX 東京都港区芝公園 X-X-X
〇△□企業年金基金

代表者又は理事長名

理事長 確給 一郎

印

⑫ DBの実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称及び所在地を記入
また、代表者又は理事長名を記入の上、
押印する

※複数の実施事業所の事業主が共同でDBを実施している場合等であっても、様式第18号で登録済みの「代表事業主又は企業年金基金の名称および所在地」で通知する

※登録内容に変更があった場合は、様式第18号を併せて提出する

規約番号又は基金番号	0 0 0 1 2 X	件数	0 0 0 2
基礎年金番号	2 2 2 2 1 2 3 4 5 X	列記氏名	ネンキン イチロウ 年金 一郎
住所	〒 160 - 0023 新宿区 西新宿 X-X-X	性別	男 01 女 02
生年月日	1 9 7 4 0 6 0 1	資格喪失年月日	2 0 1 8 0 8 0 1
⑧ 脱退一時金相当額	3,439,520 円	⑨ 算定基礎期間(※) 122 月	⑩ 本人拠出相当額 508,800 円
基礎年金番号	3 3 3 3 2 3 4 5 6 Δ	列記氏名	⑪ JUSTIN WONDER
住所	〒 999 - 9999 2220 EAST ROAD HOUSTON TX 75555 U.S.A	性別	男 01 女 02
生年月日	1 9 9 3 1 2 2 1	資格喪失年月日	2 0 1 9 0 4 3 0
⑪ 脱退一時金相当額	265,000 円	⑨ 算定基礎期間(※) 37 月	

⑧ 総脱退一時金相当額を記入します
※⑩ 本人拠出相当額を含めた総額を記入

⑩ DB制度での本人拠出掛金がある場合のみ
記入

⑨ 規約に基づく期間を、月数で記入

※記録媒体で通知する場合も、
アルファベットは半角大文字

⑪ 外国人氏名・・・フリガナ欄に、アルファベット半角大文字（20文字以内）で記入
外国住所・・・〒を999-9999として、アルファベット半角大文字（100文字以内）で記入
※連合会からの通知が届くような氏名・住所を記入

確定給付

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書【記録媒体用】の作成方法

◆ 記録媒体の作成方法

1. 移換通知の方法

「移換通知書（記録媒体用）」および中途脱退者記録を収録したCD-Rを連合会へ提出してください。

2. CD-Rの仕様

(1) CD-Rのサイズ等

サ イ ズ	120×120×1.2mm (12cmCD)		
容 量	650MB	700MB	

CD-Rの記録面でない面に、次の項目を明記してください。

- ① 基金番号（規約番号）
- ② 「移換通知」の表記
- ③ 移換通知年月

※ ラベルシール等の貼付は禁止とさせていただきます。

(2) ファイル名

ファイル名称は「DBCHUDATU.csv」としてください。

(3) ファイル形式

CSV形式（データを項目ごとに、カンマ（,）で区切ったファイル形式）で作成してください。

例えば、EXCELにてデータを作成し、保存の際ファイル形式をCSVとし保存することでCSV形式のファイルが作成できます。

(4) 文字コード

全角文字は、すべてSHIFT-JISコードで入力してください。（漢字の水準については、第2水準までとしてください。）

半角文字は、すべてJISコードで入力してください。

記録媒体を提出する前に、
CSVファイルのレイアウトや
ファイル名を再確認願います



注意点1

- ・ 連合会指定のファイル名ですか？
⇒ ファイル名…「**DBCHUDATU.csv**」
- ・ 指定されたファイル形式ですか？
⇒ ファイル形式…**CSV形式**（カンマ区切りの形式）
- ・ 文字コードが正しく設定されていますか？
⇒ 全角文字 … SHIFT-JISコード
⇒ 半角文字 … JISコード

注意点2

- ・ 数字の先頭「0」がスペースになっていませんか？
- ・ 「、,」等、余計な記号が入っていませんか？

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書【記録媒体用】の作成方法

◆ 記録媒体のファイルレイアウト

ファイルレイアウト変更の主なポイント

- ・算定基礎期間の「開始日及び終了日」の引渡し項目追加

- ・基金番号又は規約番号に半角SPACEが入力された場合は、数字の前のSPACE=0で出力し6桁にする
数字の後のSPACE=オミットする

例 △△1234 → 001234 1234△△ → 001234
 △1234△ → 001234

【DB移換通知データ：DBCHUDATU】

全角・半角に注意

項番	項目	区分	桁数	内容	備考
1	データ識別区分	半角	2	「51」を固定	
2	漢字判定区分	半角	1	「3」を固定	
3	移換通知年月日	半角	8	「数字のみ（西暦）」または「空欄」	
4	規約番号又は基金番号	半角	～6	「数字」または「数字+スペース」	上位0省略可、数字前後のスペース入力可
5	基礎年金番号	半角	10	数字のみ10桁（記号4桁、番号6桁）	番号が「0」から始まる場合、「0」の省略不可
6	加入者氏名（カナ）	半角	～20	「カナ」または「アルファベット（半角大文字）」	姓と名の間に半角スペース1桁が必要
7	氏名漢字有無区分	半角	1	項番8「加入者氏名（漢字）」が有る場合は「1」、無い場合は「2」	
8	加入者氏名（漢字）	全角	～10	項番7「氏名漢字有無区分」が「1」の場合は「SHIFT-JISコード」、 「2」の場合は「空欄」	姓と名の間に全角スペース1桁が必要
9	性別	半角	1	男性は「1」、女性は「2」	
10	生年月日	半角	8	数字のみ（西暦）	
11	算定基礎期間の開始日	半角	8	数字のみ（西暦）	
12	算定基礎期間の終了日	半角	8	数字のみ（西暦）	
13	（最終の）資格喪失年月日	半角	8	数字のみ（西暦）	
14	脱退一時金相当額	半角	～9	数字のみ	
15	脱退一時金相当額の算定基礎期間	半角	～3	数字のみ（月数）	
16	本人拠出相当額	半角	～9	ある場合は「数字のみ」、無い場合は「0」	
17	住所状態区分	半角	1	項番19「住所」が半角の場合「1」、全角の場合は「2」	
18	郵便番号	半角	7	数字のみ。海外居住者は「9999999」	
19	住所	半角 全角	～100 ～50	項番17「住所状態区分」が「1」の場合は「JISコードで半角100文字以内」、 「2」の場合は「SHIFT-JISコードで全角50文字以内」	・海外居住者は国名が必要

氏名・住所の収録文字

連合会からの通知が届くような氏名・住所を通知して下さい。

連合会の電子計算機処理上、収録文字数に制限があるため、移換通知時等の外国居住者（外国人及び日本人）の氏名・住所の記入時や記録媒体作成時に、以下の点に留意して通知いただきますようお願いいたします

■ 収録文字数(スペースを含む上限)

	文字数	国内居住者	海外居住者
カナ氏名欄	半角20文字以内（全角不可）	カナ	アルファベット（半角大文字）
漢字氏名欄	全角10文字以内	漢字	—

		文字数	国内居住者	海外居住者
住所欄	郵便番号	半角7文字	123-4567(任意の番号)	999-9999(固定)
	住所	半角100文字以内 (全角不可)	カナ	アルファベット（半角大文字）
		全角50文字以内	漢字	—

国内居住者の住所は、カナまたは漢字のいずれかで可

■ カナ氏名が20文字を超える場合

氏名：MICHAEL THOMAS JACKSON（22文字）

⇒ MICHAEL T JACKSON（17文字にして移換通知(申出)）

■ 漢字表示のある国の場合の記入例

氏名：王 守団

⇒ WANG SHOU TUAN

住所：中国 山東省 平戸市 祝溝鎮 北岔道口村 15号

⇒ ZHONG GUO SHAN DONG SHENG PING HU SHI ZHU GOU ZHEN BEI CHA DAO KOU CUN 15HAO

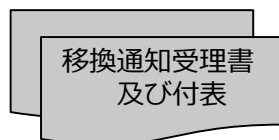
* 現地の読み方をアルファベットでご記入ください。なお、不明な時は漢字でも構いませんが、収録できない場合がありますので、ご了承ください。

連合会での処理が完了した後にD Bへ送付する書類及び事務

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書及び付表（様式第11号・第11号付表）



連合会

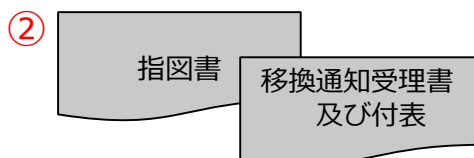


- ① D Bから通知された「移換通知書」（様式第10号）に基づき、連合会で電算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に「移換通知受理書」及び「付表」（様式第11号・第11号付表）を2部ずつ、D Bへ送付します
- ② 「移換通知受理書」及び「付表」を受けたD Bは、記載内容を確認のうえ、その「移換通知受理書」及び「付表」を受けた日の属する月の末日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するよう、受託機関へ指図します

- ① 受理書・受理書付表
1部：企業年金控え
1部：指図書添付用



D B



受託機関

移換通知受理書の送付

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書及び付表（様式第11号・第11号付表）

【様式第11号】

樣式第 1 1 号	中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書
	105-00XX 港区芝公園X-X-X ○△□企業年金基金 〈00012X〉 確定給付企業年金事業主 殿 企業年金基金理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る移換通知書を受理しましたので、下記の脱退一時金相当額を本月末日までに企業年金連合会に移換してください。

記

規約番号又は基金番号		00012X 号	2019 年 7 月通知分
項目 性別	件 数	移換時年金額 (円)	脱退一時金相当額 (円) (うち、事務費) (円)
男 子	1	229,336	3,439,520 (34,100)
女 子	0	0	0 (0)
合 計	1	229,336	3,439,520 (34,100)

2019 年 8 月 1 日

企業年金連合会

理事長

印

New!

様式の変更点

- ・算定基礎期間の「開始日及び終了日」の受理項目の追加
- ・西暦表示への変更

Point

移換通知年月

連合会に移換する金額

【様式第11号付表】

[illegible]

中途脱退者への通知

◆ 移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

（表面）

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなたが加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を 令和元年 8月30日 付で
企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給する
ことをお知らせします。

令和元年 9月2日 企業年金連合会

1. 氏名	ねやん いちろう
2. 基礎年金番号	2222 -12345X
3. 脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称	〇△□企業年金基金 < 00012X >
4. 移換された脱退一時金相当額	3,439,520 円
5. 将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）	229,336 円
6. 支給開始年齢	65 歳
7. 保証期間	80 歳到達まで

※「移換完了通知書」は、あなたが将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

※上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

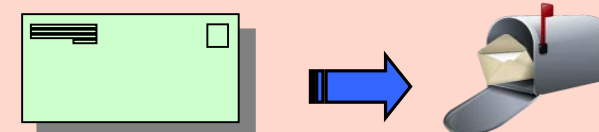
※住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

160 -0023 新宿区西新宿 × - × - ×

年金 一郎 様

《お問合せ、各種届書の送付先》
〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター 年金相談室 宛
電 話 0570-02-2666
※IP電話・PHSからは「03-5777-2666」
にお電話ください。

連合会は中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「**移換完了通知書**」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝移換通知月の翌々月上旬）に送付します



封筒で送付

＋
（プラス）



- ・外国人で海外に居住されている方につきましては、移換完了通知書の見方についての外国人向けリーフレットを同封し送付しています
 - ・また国内居住の外国人の場合は移換通知時に依頼をしていただければ、外国人向けリーフレットを同封いたします
- ※現在、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の用意があります

移換完了通知書の未到達

◆ 通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覽表

様式の変更点

・西暦表示への変更

本人あてに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（ＨＰへの掲載及び事務所内への掲示）するとともに、**「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」**をＤＢへ２部送付します

2019. 09. 24

1 ページ

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

(2019年 7月通知)

105-00XX

港区芝公園 X-X-X

☐△☒企業年金基金

(00012X)

確定給付企業年金事業主 殿
企業年金基金管理理事長 殿

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。

住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。

なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

規約番号又は基金番号 00012X 号

項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	未到達住所
					新住所
1	2222-12345X	ネキン イロハ 年金 一郎	男	1974.06.01	160-0023 新宿区西新宿×-×-×
					222-XXXX 神奈川県〇〇市××× 2-2

新しい住
新住所欄
連合会に

訂正処理
めて「移
あてに送

企業年金連合会

**新しい住所が判明した場合には、
新住所欄に記入のうえ、1部を
連合会に返送して下さい**

訂正処理完了後、連合会から改めて「移換完了通知書」を本人あてに送付します



Ⅲ 移受換の事務処理【確定給付企業年金】

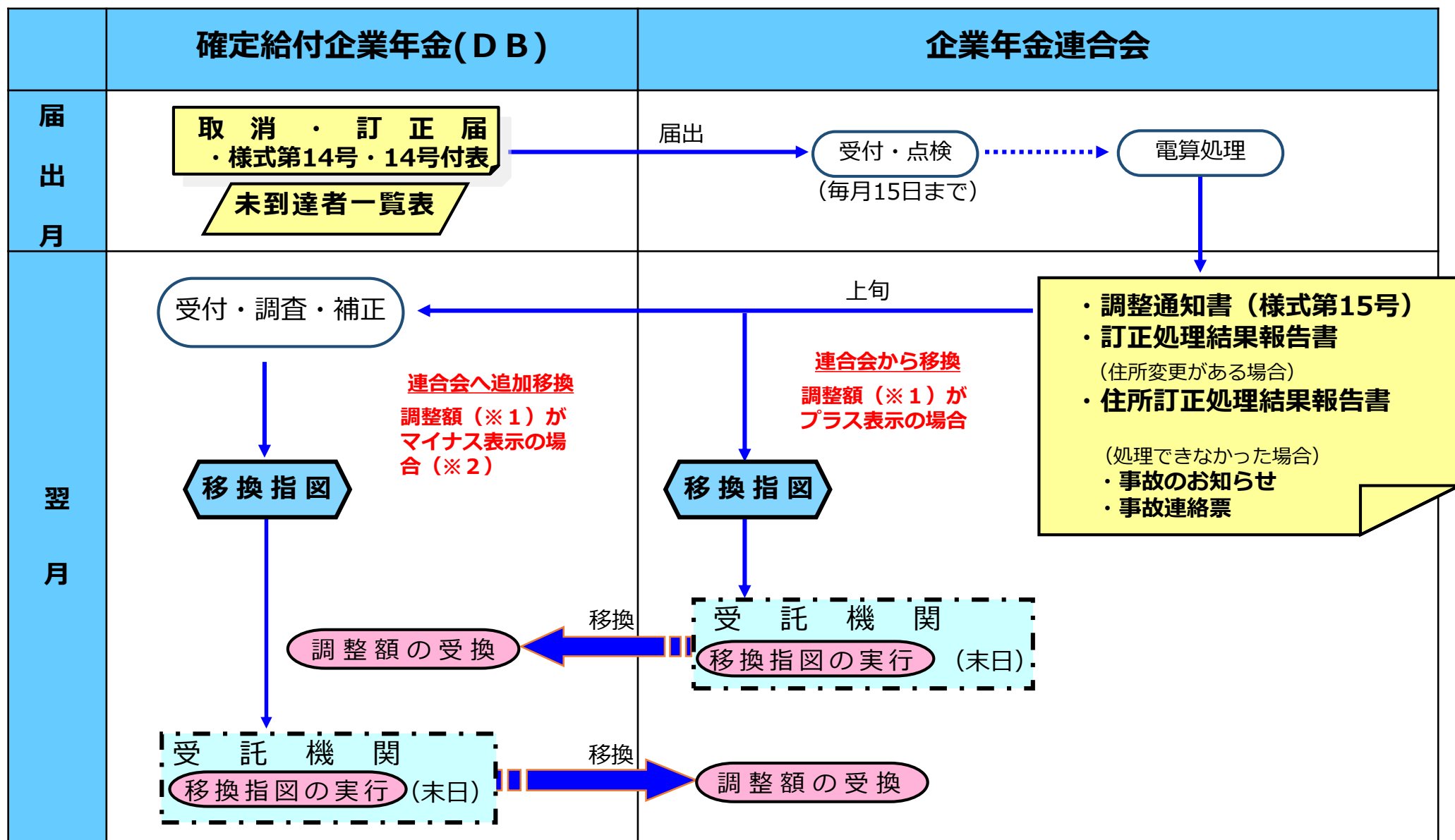
2. 取消・訂正事務

2. 取消・訂正事務

締切日は事前にご確認ください
 取消・訂正届の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います

- ※1 調整額とは、取消や訂正により、既に連合会に移換した脱退一時金相当額に対して、増減が生じた金額
 （①連合会から返還する金額はプラス表示、②連合会へ追加移換する金額はマイナス表示）のことです
 ※2 受託機関によっては、調整額がプラスでも移換指図が必要な場合があります

連合会に移換した記録について、取消・訂正を行う場合の流れ



取消・訂正に係る手続き、調整通知書等の送付

取消処理

- ・脱退一時金相当額の移換通知を行った者について、当該通知を取消する処理です
- ・脱退一時金相当額の調整が発生します
連合会は、処理を行った月の翌月上旬に「**中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）**」（以下「調整通知書」）をDBへ送付します

- ◆定額事務費（1,100円）を控除して返還いたします
- ◆「移換通知書」の処理月に取消処理を行った場合は、「移換通知書」「取消・訂正届」とも事故となり、移換通知が受理されず、「**事故連絡票**」にてその結果をお知らせします

訂正処理

- ・脱退一時金相当額の移換通知を行った者について、当該通知内容を訂正する処理です
 - ・連合会は、訂正処理を行った月の翌月上旬に「**中途脱退者訂正処理結果報告書**」をDBへ送付します
 - ・訂正の内容により、脱退一時金相当額の調整が発生する場合は、併せて「**調整通知書**」を送付します
- ※訂正の内容によって、年金額及び事務費の変更が伴う場合があります

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式変更の主なポイント

- ・ 算定基礎期間の「開始日及び終了日」の訂正項目の追加
- ・ 改元に伴う、西暦での届出への変更
- ・ 記入位置の見直し

様式第14号付表

様式第14号と第14号付表
をセットで提出します

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

様式第14号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知に係る取消・訂正を届け出ます。

取消件数 1 件
訂正件数 1 件

西暦 2018 年 11 月 5 日

規約番号又は基金番号
第 00023X 号

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地
〒0000-0000
◇◇市▽町 1-1-1

代表者名又は理事長名
○×企業年金基金
年 金 △ △ 雄 印

+

(プラス)

押印して下さい

企業年金連合会理事長 殿

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月 (西暦)	2	0	1	7	年	0	7	月											
基礎年金番号					氏名 (カナ)	性別	生年月日(西暦)												
5	5	5	5	1	2	3	4	5	X	キギョウ タロウ	男 01	1	9	5	5	1	0	2	5
											女 02								

☒ 取消 : 52		
取消する脱退一時金相当額	138,300	円

☐ 訂正 : 53	注 訂正する箇所のみ記入		
基礎年金番号	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	性別
			男 01
			女 02
生年月日(西暦)	訂正後住所		
	〒 -		
算定基礎期間(※)の 開始日(西暦)	算定基礎期間(※)の 終了日(西暦)	資格喪失年月日 (西暦)	
脱退一時金相当額	算定基礎期間(※)	本人拠出相当額	
円	ヶ月	円	

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号付表

取消届の記入例

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X				
移換通知年月 (西暦)	2	0	1	7	年	0	7	月		
基礎年金番号	5	5	5	5	1	2	3	4	5	X
氏名 (カナ)	キキョウ タロウ									
性別	男 01									
生年月日 (西暦)	1	9	5	5	1	0	2	5		
	女 02									

☒ 取消 : 52
取消する脱退一時金相当額
138,300 円

☐ 訂正 : 53 (注) 訂正する箇所のみ記入			
基礎年金番号	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	性別
			男 01
			女 02
生年月日 (西暦)	訂正後住所		
	〒 -		
算定基礎期間(※)の 開始日 (西暦)	算定基礎期間(※)の 終了日 (西暦)	資格喪失年月日 (西暦)	
脱退一時金相当額	算定基礎期間(※)	本人拠出相当額	
円	ヶ月	円	

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

連合会へ移換通知した記録について取消を行う場合に
様式第14号とセットで提出します

「移換通知受理書」「受理書付表」(P.33 参照)に
記載の「移換通知年月」を西暦で記入

※取消・訂正届の提出月ではありません

対象者の基本項目を記入

取消にチェックしたうえで、取消する
脱退一時金相当額を記入

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（様式第14号・第14号付表）

様式第14号付表

訂正届の記入例

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知取消・訂正届（付表）

規約番号又は 基金番号	0	0	0	2	3	X
----------------	---	---	---	---	---	---

移換通知年月 (西暦)	2	0	1	7	年	0	1	月
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---

基礎年金番号	9	9	9	9	1	2	3	4	5	X
氏名 (カナ)	レンゴウカイ ハナコ									
性別	男 01 女 02									
生年月日 (西暦)	1	9	5	1	0	9	2	1		

☐ 取消 : 52
取消する脱退一時金相当額
円

☒ 訂正 : 53 (注) 訂正する箇所のみ記入			
基礎年金番号	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	性別
			男 01 女 02
生年月日 (西暦)	訂正後住所		
	〒 105 - 0011 港区 芝公園 ×-×-×		
算定基礎期間(※)の 開始日 (西暦)	算定基礎期間(※)の 終了日 (西暦)	資格喪失年月日 (西暦)	
脱退一時金相当額	算定基礎期間(※)	本人拠出相当額	
3,244,500	円	ヶ月	円

※脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

連合会へ移換通知した記録について訂正を行う場合に
様式第14号とセットで提出します

「移換通知受理書」「受理書付表」(P.33 参照)に
記載の「移換通知年月」を西暦で記入

※取消・訂正届の提出月ではありません

訂正前の内容を記入

訂正にチェックしたうえで、
訂正項目についてのみ、
訂正後の内容を記入

※氏名訂正の注意点
カナ氏名訂正のみの（漢字氏名に
訂正がない）場合でも、漢字氏名
を記入します
なお、漢字氏名を記載しないと、
カナ氏名のみの管理となります

訂正を行う場合は、「様式第10号」
での改めての移換通知は不要です

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書の見方

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書（様式第15号）

様式の変更点
・西暦表示への変更

確定給付

様式第15号

中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書

1 ページ

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により脱退一時金相当額を調整した結果
下記のようにになりましたので通知します。

利息を計算する場合の差額・・・135,000円（1,000円未満切捨て）
 $135,000円 \times 0.01 (1.00\%) \times 16 / 12$
 = 1,800円（1円未満四捨五入）

＜2018年11月処理の場合＞
経過月数16カ月
（2017年8月～2018年12月）

規約番号又は基金番号	00012X 号	基礎年金番号	氏 名	性別	生年月日	通知年月	① 申 出 額 ②（うち事務費）	③ 取消又は訂正後の額 ④（うち事務費）	⑤ 差 額 （（①-②）-（③-④））	⑥ 差額に対する 利 息 額	⑦ 調整事務費 （②-④）	調 整 額 （⑤+⑥+⑦）
5555-12345X		キキョウ タロウ 企業 太郎	男	1955.10.25	2017.07		138,300 円 (3,224)	0 円 (1,100)	135,076 円	1,800 円	2,124 円	139,000 円
9999-12345X		リンゴウ カイ ハナコ 連合会 花子	女	1951.09.21	2017.01		1,299,100 円 (23,424)	3,244,500 円 (34,100)	-1,934,724 円	-53,185 円	-10,676 円	-1,998,585 円

＜2018年11月処理の場合＞
経過月数22カ月
（2017年2月～2018年12月）

利息を計算する場合の差額・・・-1,934,000円（1,000円未満切捨て）
 $-1,934,000円 \times 0.015 (1.50\%) \times 22 / 12$
 = -53,185円（1円未満四捨五入）

項目	件 数	調整額（円）
性別		
男 子	1	139,000
女 子	1	-1,998,585
合 計	2	-1,859,585

マイナス：DB ⇒ 連合会へ追加移換
 プラス：連合会 ⇒ DBへ返還

ます。

付します。

追加移換する

中途脱退者訂正処理結果報告書の見方

様式の変更点

・西暦表示への変更

◆ 中途脱退者訂正処理結果報告書

*** 中途脱退者訂正処理結果報告書 ***

1 ページ

[illegible]

- ・「金額調整発生有無」欄に「＊」と表示されている者は、脱退一時金相当額の調整が生じた者です併せて「脱退一時金相当額調整通知書（P.42参照）」をご確認下さい
- ・「備考」欄に「S」と表示されている者は、日本年金機構の裁定記録との突合、裁定時の審査、本人の申出により確認し、訂正した者です
- ・「備考」欄に「＊」と表示されている者は、他のDBまたは他の基金から訂正届が提出され、連合会で処理する際に、貴DBの中途脱退者でもあることが判明し、訂正した者です

1. 「金額調整発生有無」欄に＊と表示されている者は、訂正した結果、脱退一時金の調整が生じた者です。詳しくは中途脱退者脱退一時金相当額調整通知書を参照してください。
2. 「備考」欄に＊と表示されている者は、他の基金又は他の確定給付企業年金から訂正届が提出され、連合会が処理する際に、貴企業年金の中途脱退者でもあることが判明した者です。
3. 「備考」欄にSと表示されている者は、日本年金機構の裁定記録との突合により確認（写）又は裁定請求書の審査若しくは本人からの申出の際、住民票、戸籍抄本、年金証書（写）、加入目証（写）等により確認した者です。
- 上記

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

企業年金連合会

住所訂正処理結果報告書の見方

◆ 住所訂正処理結果報告書

様式の変更点

・西暦表示への変更

[illegible]

- ・「区分」欄の「*」の符号は、本人等から申出がされたことを表しています

处理件数

2 件

「区分」欄の「*」の符号は、本人等から申出された住所訂正に基づき処理を行ったことを表しています。

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

企 業 年 金 連 合 会 理 事 長



Ⅲ 移受換の事務処理【確定給付企業年金】

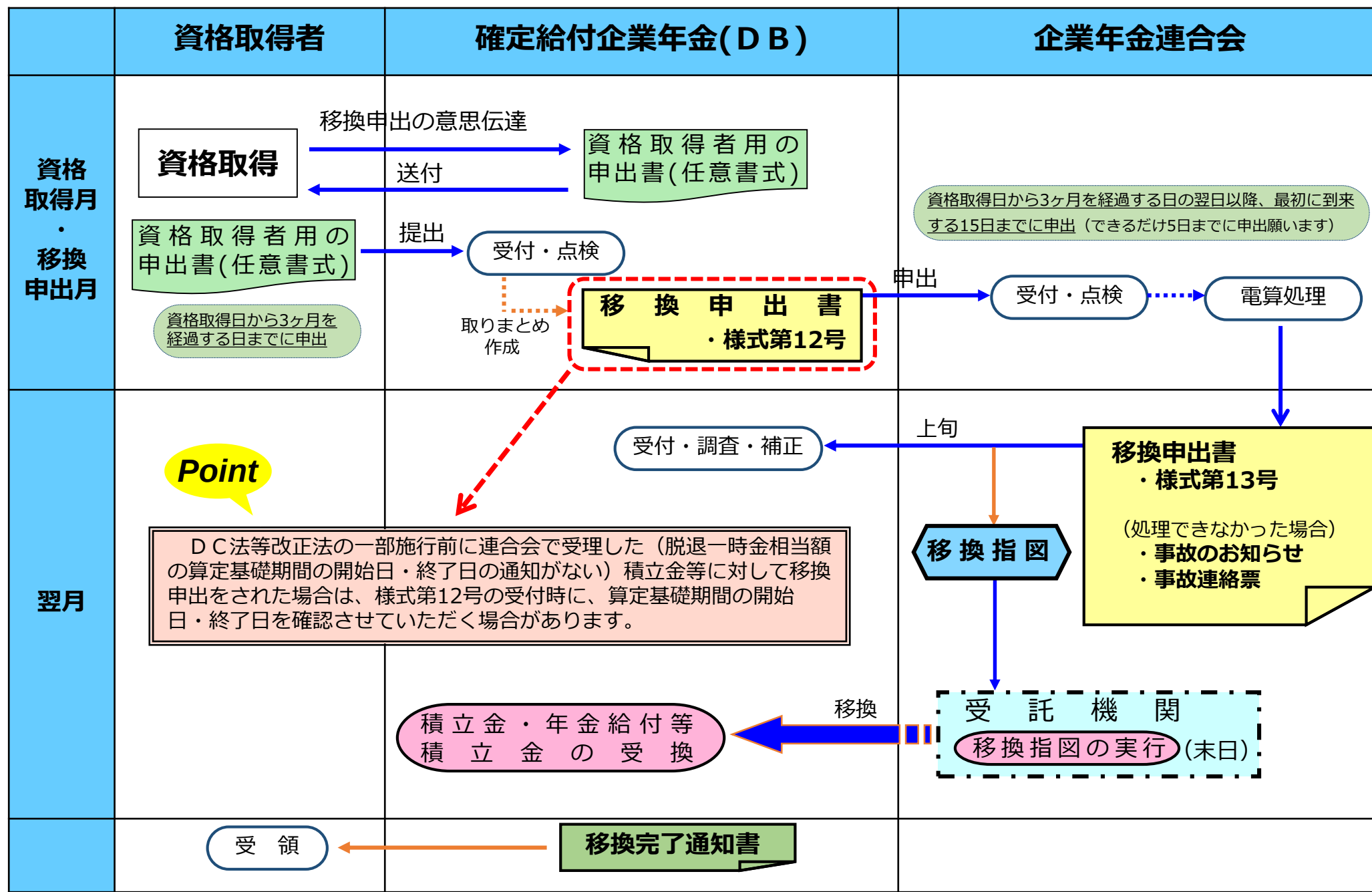
3. DBへの移換申出事務

3. DBへの移換申出事務

締切日は事前にご確認ください
 移換申出の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います

確定給付

資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ



資格取得時の説明義務

以下の事項について、資格取得者に説明する義務があります

(「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」平成17年7月5日付 年企発第0705001号より抜粋)

① 給付に関する事項

② 移換申出期限と移換申出の手続き

<本人申出の注意事項>



以下の項目について本人にお知らせください。

- ・ 加入している確定給付企業年金の規約番号または基金番号
- ・ 加入している確定給付企業年金の名称

③ 脱退一時金相当額を移換された場合、確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及び

その算定方法

④ 加入者期間が1年未満である者について、算定基礎期間を通算しないことを定めている場合は、

その旨及びその概要

⑤ 制度変更を検討している場合で、その変更内容等を加入者や受給権者に説明している場合には、

それと同様の内容

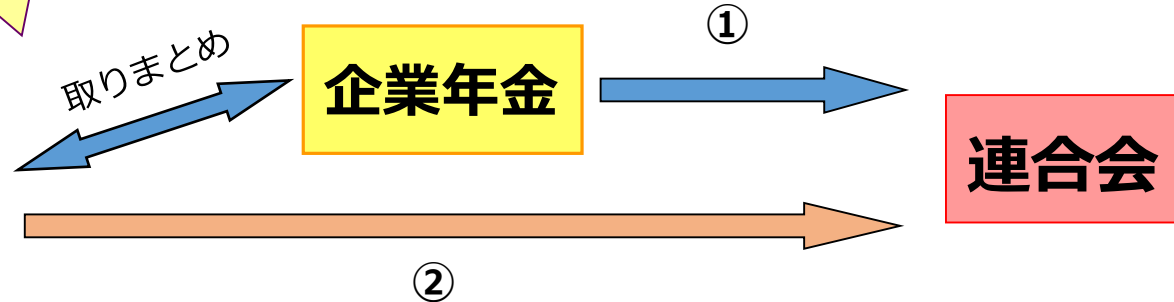
積立金等の移換申出

移換申出方法は次の2つがあります

⇒ 事前に連合会へ登録 「登録届兼変更届(様式第18号)」(P.24～参照)

- ① DBが加入者本人の申出を取りまとめて連合会へ申出をする
- ② 加入者本人が直接連合会に申出をする

DBが準備する任意の様式で、
移換の意思確認や、移換する
積立金等の種類を確認します



規約に、連合会から積立金等の移換ができる旨が定められており、
登録届(様式第18号)にて次の内容が登録されている必要があります。

1. 移換の可否(「移換できる」ことが前提)
2. 移換できる積立金等の種類
3. 移換の手続き方法(取りまとめ、または本人申出)

登録届兼変更届(様式第18号)

様式第18号 企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿		
登録届兼変更届(確定給付企業年金)		
規約番号・基金番号 (会員番号)		
事業主又は基金の名称		
項目	内容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称(規約型にあっては代表となる事業主の名称)	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地	〒	
電話番号		
総幹事受託機関(資金決済業務を委託している受託機関)の名称		
連合会から積立金等の移換ができるかどうか	☐ 移換できる ☐ 移換できない	1
連合会から積立金等の移換ができる場合	☐ 全ての積立金等を移換する ☐ 厚生年金基金由来の年金給付等積立金等のみ移換する ☐ 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	2
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	☐ 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする ☐ 中途脱退者が直接連合会に申出をする	3

*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付け、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

DBから連合会へ提出する書類（DB取りまとめ）

◆ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第12号）

様式第12号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
附則第55条第1項又は第58条第1項の規定により、下記の者から企業年金連合会から確定給付企業年金への積立金及び年金給付等積立金等の移換の申出を受けましたので申し上げます。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

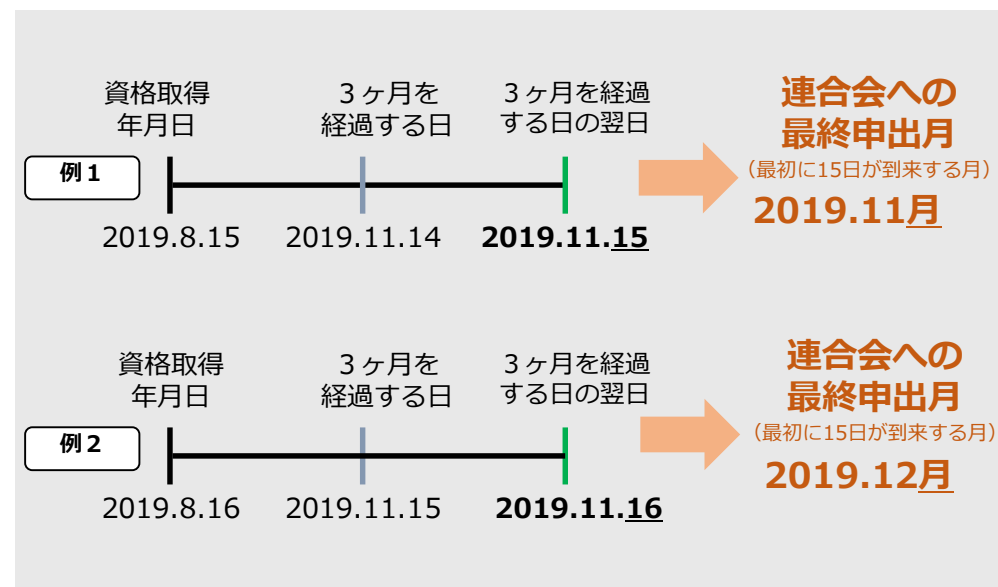
企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号	件数	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日 (西暦)	資格取得年月日 (西暦)	移換区分
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			
				男01			1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
				女02			

加入者は、DBの加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに、加入したDBへ申出を行います

加入者の申出を受けたDBは、申出があった日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに、連合会に申出を行います



中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書の記入方法

◆ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第12号）

様式変更の主なポイント

- ・改元に伴う、西暦での申出への変更

様式第12号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付企業年金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の附則第55条第1項又は第58条第1項の規定により、下記の者から企業年金連合会及び年金給付等積立金等の移換の申出を受けましたので申し出ます。

西暦 XXXX 年 11 月 1 日

移換申出期限は、資格取得年月日より3ヶ月以内です

DBの「規約番号(規約型)」又は「基金番号(基金型)」を記入

資格取得者本人に移換する資産を確認し、移換可能な資産を規約で確認のうえ（「登録届兼変更届」で事前登録のうえ）、移換区分を選択してください
なお、連合会における資産の管理状況を事前にお電話等で照会いただくことが可能です

移換区分でのエラー例

- ・規約に定められていない資産の選択、または、登録届（様式第18号）にて登録されていない資産の選択
- ・連合会が管理する資産との相違
- ・連合会に移換できる資産がない
- ・連合会に対象者が存在しない

規約番号又は基金番号		0	0	0	1	2	X	件数	0	0	0	1																
基礎年金番号		フリガナ氏名		性別	生年月日(西暦)	資格取得年月日(西暦)		移換区分																				
2	2	2	2	1	2	3	4	5	X	レングウカイ タロウ	男01	1	9	7	3	0	5	0	5	X	X	X	X	1	0	0	1	1 全ての資産を移換する 2 厚生年金基金由来の資産のみ移換する 3 確定給付企業年金由来の資産のみ移換する
										連合会 太郎	女02																	
											男01																	
											女02																	
											男01																	
											女02																	

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書の見方

◆ 中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（様式第13号）

様式第13号

中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申出書（確定給付）

様式の変更点

- ・ 算定基礎期間の「開始日及び終了日」の引渡し項目の追加
- ・ 西暦表示への変更

公的年金制度の健全性（平成25年法律第63号）附則第35条第2項及び第35条第3項の規定により、申出のあった下記の者に係る積立金及び年金給付等積立金等を本月末日に移換します。

2018 年 12 月 3日

企業年金連合会

105-00XX
港区芝公園 X-X-X

○△□企業年金基金

<00012

移換する金額（年金原資分）

通算企業年金額 通算企業年金現価率
178,479円 × 12.2466 ÷ 2,185,761円（1円未満切り上げ）
2,185,761円 + 29,100円 = **2,214,861円**
※返還事務費

※返還事務費基準額：返還処理に係る費用

資格喪失日

- ・ 平成26年10月1日以降の場合 5,000円
- ・ 平成26年9月30日以前の場合 3,800円

記

規約番号又は基金番号		00012X												
基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	移換申出区分	本人拠出相当額	等	積立金等のうち 返還事務費	算定基礎 期間等	算定基礎期間等		積立金等の区分			
									開始日	終了日				
2222-12345X	レソゴウカイ タロウ 連合会 太郎	男	1981. 05. 14		100, 000	円	2, 214, 861	円	29, 100	円	111	2008. 04. 01	2017. 07. 01	確定給付企業年金の脱退一時金相当額
							2, 214, 861		29, 100					

返還事務費 = 移換通知時の事務費 - 返還事務費基準額 (※)

29,100円 = 34,100円 - 5,000円

返還事務費 = 移換通知時の事務費 - 返還事務費基準額（※）
29,100円 = 34,100円 - 5,000円

（注） 1 返還事務費は、積立金等に含まれており再掲しています。

項目 性別	申出人数	件数	積立金等（円）	返還事務費（円）
男子	1	1	2, 214, 861	29, 100
女子	0	0	0	0
合計	1	1	2, 214, 861	29, 100

連合会がDBに移換する金額
（返還事務費を含んでいます）



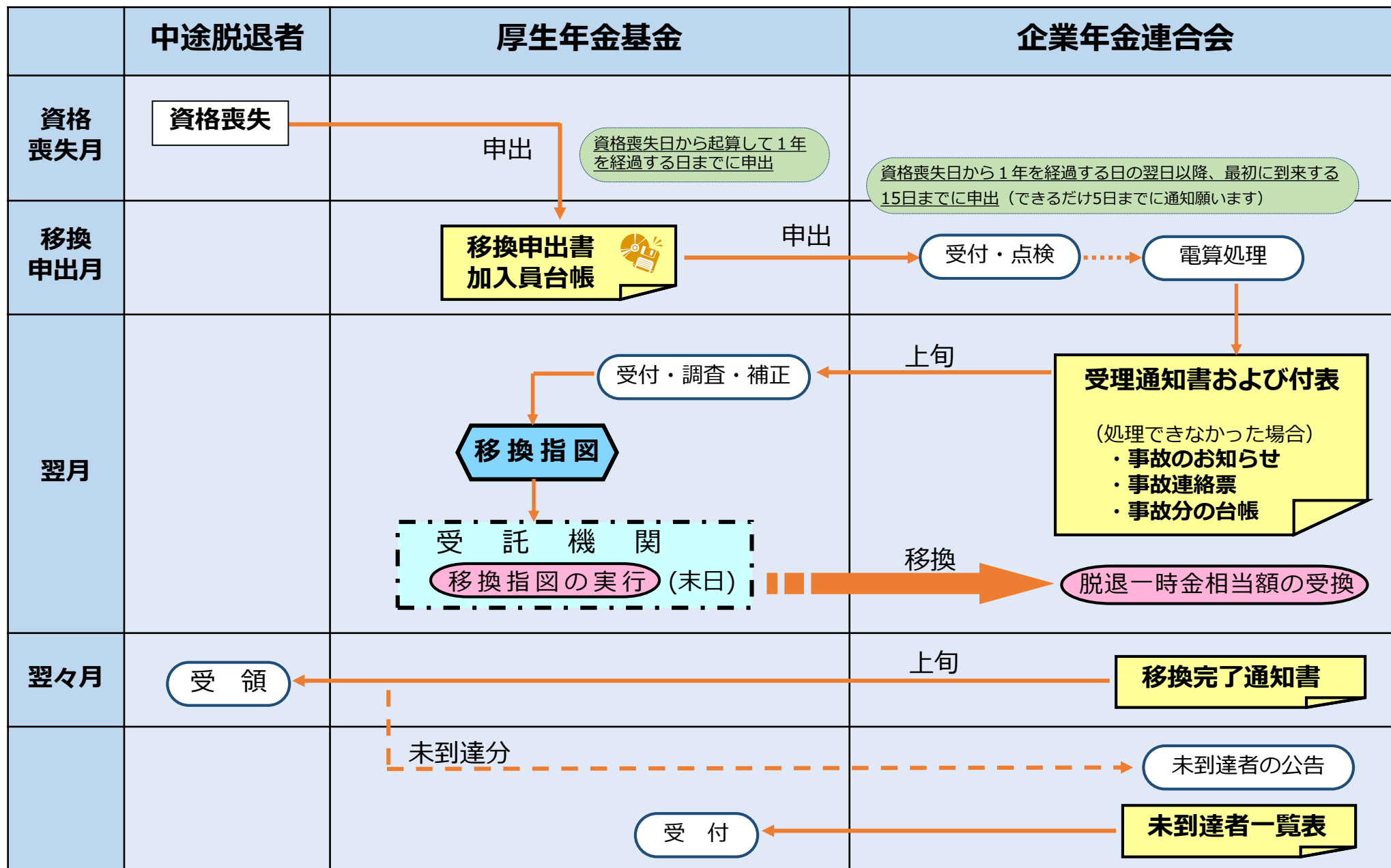
Ⅳ 移受換の事務処理【厚生年金基金】

1. 連合会への移換申出事務

1. 連合会への移換申出事務

締切日は事前にご確認ください
 移換申出の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います

脱退一時金相当額を連合会に移換する場合の流れ



基金から連合会へ提出する書類

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（様式第1号）

原則として、移換申出は中途脱退者が基金の加入員の資格を喪失した日から起算して、1年を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに行います

様式第1号（準則様式第47号）

【紙媒体用】…加入員台帳とセットで申出

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第42条第1項の規定により、下記の者に係る脱退一時金相当額の移換を別紙加入員台帳を添えて申し出ます。

令和〇〇年 〇 月 〇〇 日

厚生年金基金の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 〇-〇〇

〇×△

厚生年金基金

理事長氏名

〇〇 〇〇

印

企業年金連合会理事長殿

複数枚提出する場合は、1枚目に総件数を記入(2枚目以降は空欄)

基金番号	0	1	2	X	件数				2																							
喪失月	加入員番号																															
3012	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1																						
0107	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2																						

基金から連合会へ提出する書類

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（記録媒体用）（様式第1号）



【記録媒体用】…記録媒体とセットで申出

様式第1号（準則様式第47号）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書（記録媒体用）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）
附則第42条第1項の規定により、下記の件数の脱退一時金相当額の移換をFD又はCD-Rを添えて申し出ます。

脱退一時金相当額移換申出（ 2 ）件

移換申出総件数を記入

令和 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

基金番号 < 012X >

厚生年金基金の名称及び所在地

○○○○○ ○-○○

○×△

厚生年金基金

理事長氏名

企業年金連合会理事長 殿

○○ ○○

印

厚生年金基金加入員台帳の作成方法

◆ 加入員台帳（様式第35号）

主な変更点

・新元号の資格記録の記入方法

厚生年金基金

様式第35号

厚生年金基金加入員台帳

カナ氏名を必ず記入してください

① 厚生年金基金番号	基	012X	② 厚生年金基金加入員番号	0000011111	CD	③ 加入員氏名	レンゴウカイ タロウ 連合会 太郎	④ 性別	1	⑤ 生年月日	5.48.5.5		
⑥ 基礎年金番号			2222-12345X			⑦ 加入員資格取得年月日		7.9.6.1		⑧ 加入員資格喪失年月日		7.25.3.31	
入社年月日				みなし加入員資格取得年月日				加算適用開始年月日				みなし加算適用開始年月日	
備考		〒105-8772 港区 芝公園 △ー△ー△											
事業所	年 月 日	種別等の区分	異動原因	標準報酬月額 (標準賞与額)	給与月額 (賞与標準給与額)	加算給与月額	摘要	事業所	標準報酬月額	給与月額	加算給与月額		
	9 6 1		5 1	380	380								
	21 4 1		5 3	410	410								
	22 12 1		5 S	400	400								
	23 4 1		5 3	440	440								
	25 3 31		5 4										
	30 6 1		5 1	440	440								
9.	1 10 1		5 4										
資格記録に新元号の期間がある場合は、事業所欄に元号（令和：Rまたは9）を記入してください													
異動原因が1,3,S,4以外の育児休業等の記録は不要です（記載がある場合は二重線で抹消）													
脱退一時金相当額のみ移換申出の場合は、「老齢年金給付額」は、0又はスペースとします（記載がある場合は、二重線で抹消）													
次の3点は必ずセットで記入します ・「脱退一時金相当額交付の申出の有無」 ・「脱退一時金相当額」 ・「算定基礎期間」（年数ではなく月数で記入）													
⑩ 標準報酬月額 H17.4以後 H17.3以前 H17.4以後 H17.4以後 H17.4以後													
⑪ 平均標準報酬月額 S.61.4以後 H15.3以前 H15.4以後 H15.4以後 H15.4以後													
⑫ 法第132条第2項に掲げる額 円													
⑬ 加入員期間 月													
⑭ 基準標準給与額 円													
⑮ 基準加算給与月額 円													
⑯ 老齢年金給付額 円													
⑰ 現価相当額 円													
⑱ 選択一時金支給の有無 有・無													
⑲ 支払年月													
⑳ 老齢年金給付文給の有無 有・無													
㉑ 裁定年月													
㉒ 老齢年金給付額計算基礎算式													
㉓ 政府負担金控除後の額 円													
㉔ 備考													
㉕ 脱退一時金相当額交付の申出の有無 有													
㉖ 脱退一時金相当額 1,500,000													
㉗ 算定基礎期間 150													
㉘ 処 理 年 月													

57

中途脱退者脱退一時金相当額移換申出書【記録媒体用】の作成方法

◆ 記録媒体の作成方法

主な変更点

- ・新元号の資格記録の作成方法

記録媒体を提出する前に、ファイル名やファイルレイアウトを再確認願います



【移換申出データ：CHUDATU】

1. 移換申出の方法

「移換申出書（記録媒体用）」および中途脱退者記録を収録したCD-Rを連合会へ提出してください。

2. CD-Rの仕様

(1) CD-Rのサイズ等

サ イ ズ	120×120×1.2mm (12cmCD)	
容 量	650MB	700MB

CD-Rの記録面でない面に、次の項目を明記してください。

- ① 基金番号
- ② 「中脱申出」の表記
- ③ 中脱申出年月

※ ラベルシール等の貼付は禁止とさせていただきます。

(2) ファイル名

ファイル名称は「CHUDATU」としてください。

(3) 文字コード

全角文字は、すべて SHIFT-JIS コードで入力してください。（漢字の水準については、第2水準までとしてください。）

半角文字は、すべて JIS コードで入力してください。

※資格記録等にも新元号の期間がある場合は、資格記録を平成換算暦(※)で作成してください

(※) 平成換算暦の例

令和2年1月1日 ⇒ 平成32年1月1日
(‘320101’で作成)

移換受理通知書の送付

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書及び付表（様式第2号・第2号付表）

様式第2号（準則様式第48号）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

厚生年金基金理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第42条第1項の規定により、脱退一時金相当額の移換の申出のあった中途脱退者に係る当該申出を受理しましたので通知します。よって、下記の脱退一時金相当額を本月末までに当連合会に移換してください。

記

基金番号	012X	平成26年4月申出分	
項目 性別	件数	移換時年金額 (円)	脱退一時金相当額 (円) (うち、事務費)(円)
男子	1	300,000	3,000,000 (36,100)
女子	1	30,000	300,000 (12,245)
合計	2	330,000	3,300,000 (48,445)

平成26年5月1日

企業年金連合会
理事長

- 基金からの移換申出に基づき、連合会で電算処理等のプロセスを経て、翌月上旬に「[移換受理通知書](#)」及び「[付表](#)」(様式第2号・第2号付表)を2部ずつ、基金へ送付します
- 「[移換受理通知書](#)」及び「[付表](#)」を受けた基金は、記載内容を確認のうえ、その「[移換受理通知書](#)」及び「[付表](#)」を受けた日の属する月の末日までに脱退一時金相当額を連合会へ移換するよう、受託機関へ指図します

移換申出年月

連合会に移換する金額

様式第2号付表（準則様式第48号付表）

厚生年金基金中途脱退者脱退一時金相当額移換受理通知書

1ページ

平成26年4月申出分

基金番号		012×		平成 26年 4月 申出分							
加入員番号	基礎年金番号	氏 名	性別	生年月日	取得年月日	喪失年月日	算定基礎期間	移換時年金額 (現価率)	脱退一時金相当額 (うち、事務費)		
0000011111	2222-12345X	レンゴウカイ 太郎 連合会 太郎	男	昭和48.05.05	平成09.06.01	平成22.01.01	150	160,925 (7.123×)	1,500,000 (36,100)		
0000022222	5555-12345X	レンゴウカイ ハナコ 連合会 花子	女	昭和52.03.03	平成18.01.01	平成22.01.01	50	47,952 (7.12×)	500,000 (18,264)		
								()	()		
								()	()		
								()	()		
								()	()		

中途脱退者への通知

◆ 移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

（表面）

移換完了通知書（通算企業年金の支給について）

あなたが加入していた企業年金から、脱退一時金相当額を 令和元年8月30日 付で
企業年金連合会がお受けしましたので、通算企業年金を支給開始年齢から終身にわたり支給する
ことをお知らせします。 令和元年9月2日 **企業年金連合会**

1. 氏名	キキョウ シロウ 企業 二郎
2. 基礎年金番号	3333-12345X
3. 脱退一時金相当額を連合会に移換した企業年金の名称	〇△〇 < 012X >
4. 移換された脱退一時金相当額	24,300 円
5. 将来支払われる通算企業年金額（年間の支払見込額）	1,229 円
6. 支給開始年齢	65 歳
7. 保証期間	80歳到達まで

※「移換完了通知書」は、あなた様に将来支払われる年金の情報が記載されている重要な書類ですので、国の年金手帳等とともに大切に保管してください。（同封のパフレット「年金の請求と各種届出等について（重要）」も一緒に保管してください。）

※上記の「移換完了通知書」に記載されている内容に誤りや不明な点がありましたら、企業年金連合会にご連絡ください。

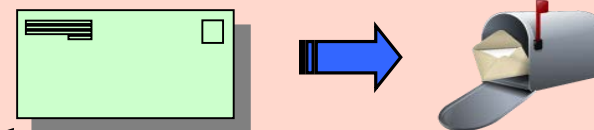
※住所・氏名を変更した場合は、その都度、同封の「年金の請求と各種届出等について（重要）」を参照のうえ、住所・氏名変更届を企業年金連合会へご送付ください。

160-0023
新宿区西新宿〇-×-×

企業 二郎 様

《お問合せ、各種届書の送付先》
〒105-8772
港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金連合会
年金サービスセンター 年金相談室 宛
電話 0570-02-2666
※IP電話・PHSからは「03-5777-2666」
にお電話ください。

連合会では中途脱退者へ脱退一時金相当額の移換を受けた旨を記載した「**移換完了通知書**」を、移換を受けた日の属する月の翌月上旬（＝移換通知月の翌々月上旬）に送付します



封筒で送付

＋
（プラス）



- ・外国人で海外に居住されている方につきましては、移換完了通知書の見方についての外国人向けリーフレットを同封し送付しています。
 - ・また国内居住の外国人の場合は移換通知時に依頼をしていただければ、外国人向けリーフレットを同封いたします
- ※現在、5ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の用意があります

移換完了通知書の未到達

◆ 通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表

本人あてに送付した「移換完了通知書」が住所不明等で連合会に返送されたときには、連合会では、該当者を公告（HPへの掲載及び事務所内への掲示）するとともに、**「通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表」**を基金へ2部送付します

通算企業年金・移換完了通知書未到達者一覧表 2014. 06. 21 1 ページ

（平成26年 4月通知）

105-00XX
 港区芝公園 X-X-X

 ○×△

 〈012X〉

厚生年金基金 御中

移換完了通知書未到達者一覧表を送付します。
 住所が判明したときは、太枠の新住所欄に記入の上、一部を連合会へ返送してください。
 なお、氏名変更が判明したときは、訂正届を併せて提出してください。

項番	基礎年金番号	加入者氏名	性別	生年月日	未到達住所
					新住所
1	2222-12345X	レンゴウカイ 太郎 連合会 太郎	男	昭和48. 5. 5	105-8772 港区 芝公園 △-△-△
					222-XXXX 神奈川県〇〇市××× 2-2

住所以外の項目について変更がある場合は、別途訂正届を提出して下さい

新しい住所が判明した場合には、新住所欄に記入のうえ、1部を連合会に返送して下さい

訂正処理完了後、連合会から改めて「移換完了通知書」を本人あてに送付します



Ⅳ 移受換の事務処理【厚生年金基金】

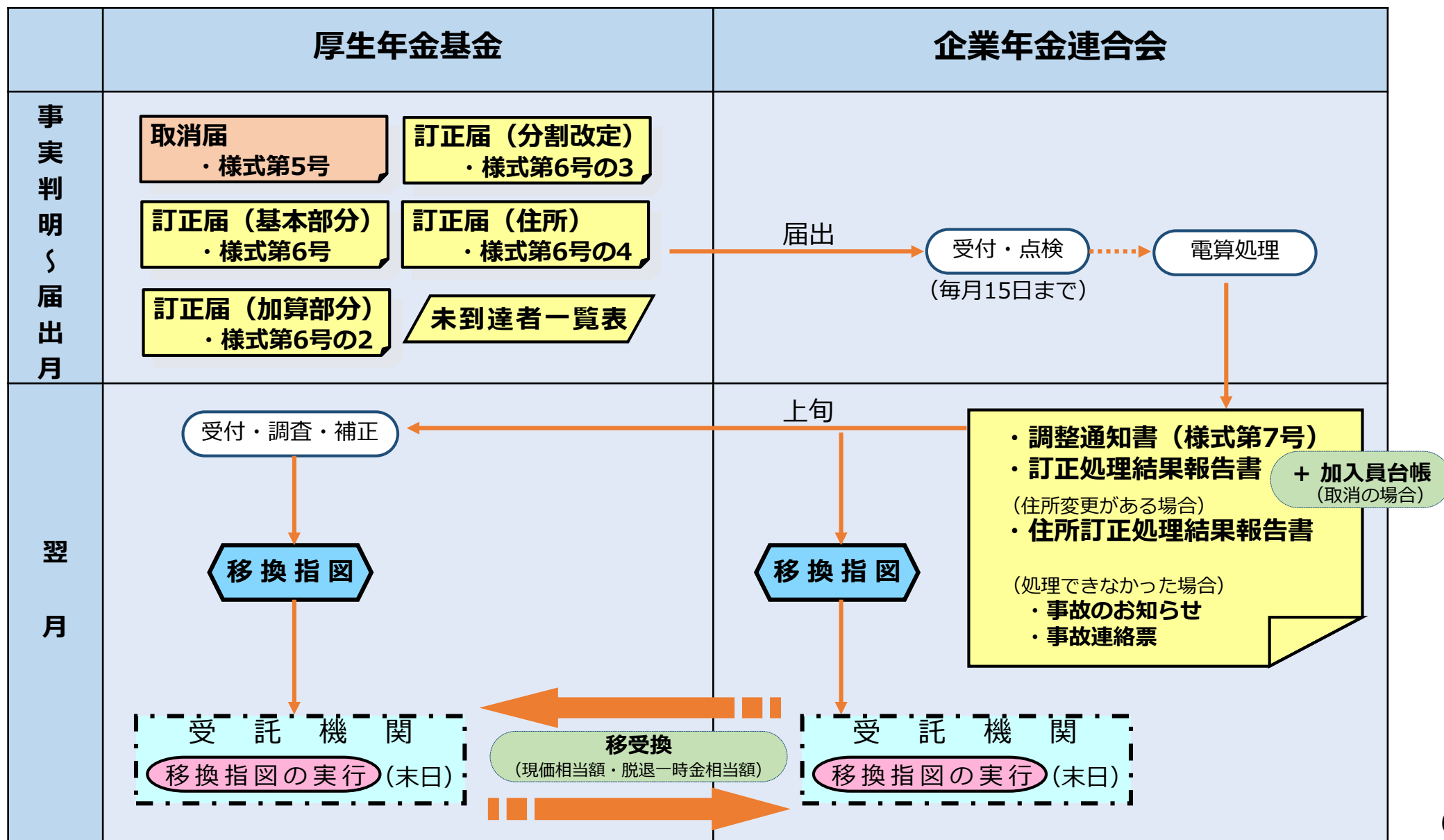
2. 取消・訂正事務

2. 取消・訂正事務

締切日は事前にご確認ください
 取消・訂正届の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います

- ※1 調整額とは、取消や訂正により、既に連合会に移換した脱退一時金相当額に対して、増減が生じた金額（①連合会から返還する金額はプラス表示、②連合会へ追加移換する金額はマイナス表示）のことで、
 ※2 受託機関によっては、調整額がプラスでも移換指図が必要な場合があります。

連合会に移換した記録について、取消・訂正を行う場合の流れ



取消・訂正に係る手続き、調整通知書等の送付

取消処理

- ・基金から連合会へ支給義務の移転申出や脱退一時金相当額の移換申出を行った者について、当該申出を取消する処理です

- 様式第5号「**中途脱退者移転取消届**」にて連合会に届出します
- 取消処理を行った場合、基金と連合会の間で現価相当額や脱退一時金相当額の調整が発生するため、連合会は基金へ「**現価相当額調整通知書（様式第7号）**」を送付します
- 「移換申出書」の処理と同月に取消処理を行った場合は、受理はされず移受換は発生しません

訂正処理

- ・基金から連合会へ支給義務の移転申出や脱退一時金相当額の移換申出を行った者について、当該申出内容を訂正する処理です

- 基本項目・資格記録に係る訂正
様式第6号「**中途脱退者記録事項訂正届**」にて届出
- 脱退一時金相当額に係る訂正（追加・訂正・取消）
様式第6号の2「**中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届**」にて届出
- 分割改定対象者情報に係る訂正（新規・追加・取消）
様式第6号の3「**標準報酬額分割改定対象者訂正届**」にて届出
- 住所の訂正
様式第6号の4「**中途脱退者住所訂正届**」にて届出
- 訂正処理を行った結果として、連合会から基金へ「**訂正処理結果報告書**」を送付します
- 基金と連合会の間で現価相当額や脱退一時金相当額の調整が発生する場合は、併せて「**現価相当額調整通知書（様式第7号）**」を送付します

中途脱退者記録事項訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者記録事項訂正届（様式第6号）

主な変更点

・各年月日および期間の記入方法

様式第6号

中途脱退者記録事項訂正届

基金番号		00YY		件数	1								
①加入員番号		②基礎年金番号		③氏名（カナ）		④氏名（漢字）		⑤性別		⑥生年月日		⑦移転申出年月	
訂正前	00	3796		ネンキン ヨシコ		/		男 01	明大	13	5	5	0
訂正後				レンゴウ ヨシコ		連合 良子		女 02	昭平	5	7	2	2
訂正後住所													昭5 平7 令9
⑧訂正後基本年金額													
⑨訂正後基本年金額													
⑩訂正後基本年金額													
⑪訂正後基本年金額													
⑫訂正後基本年金額													
⑬訂正後基本年金額													
⑭訂正後基本年金額													
⑮訂正後基本年金額													
⑯訂正後基本年金額													
⑰訂正後基本年金額													
⑱訂正後基本年金額													
⑲訂正後基本年金額													
⑳訂正後基本年金額													
㉑訂正後基本年金額													
㉒訂正後基本年金額													
㉓訂正後基本年金額													
㉔訂正後基本年金額													
㉕訂正後基本年金額													
㉖訂正後基本年金額													
㉗訂正後基本年金額													
㉘訂正後基本年金額													
㉙訂正後基本年金額													
㉚訂正後基本年金額													
㉛訂正後基本年金額													
㉜訂正後基本年金額													
㉝訂正後基本年金額													
㉞訂正後基本年金額													
㉟訂正後基本年金額													
㊱訂正後基本年金額													
㊲訂正後基本年金額													
㊳訂正後基本年金額													
㊴訂正後基本年金額													
㊵訂正後基本年金額													
㊶訂正後基本年金額													
㊷訂正後基本年金額													
㊸訂正後基本年金額													
㊹訂正後基本年金額													
㊺訂正後基本年金額													
㊻訂正後基本年金額													
㊼訂正後基本年金額													
㊽訂正後基本年金額													
㊾訂正後基本年金額													
㊿訂正後基本年金額													

訂正後の欄のカナ・漢字氏名は両方記入（漢字氏名を記入しないと、カナ氏名のみの管理となります）

新元号の「令和：9」を新設しました
該当する元号に○をして年月日等をご記入ください

※原則、平成17年3月以降の移転申出者（＝基金で年金額を計算している者）については、「訂正後基本年金額」の記入が必須です

※申出年月にかかわらず、加入員番号・基礎年金番号・氏名住所訂正のみ（年金額に影響のない項目の訂正）の場合は記入不要です

※脱退一時金相当額のみ移換申出者については、記入不要です（脱退一時金相当額の金額訂正は様式第6号の2で手続きします）

- 記録の追加の場合 ⇒ 追加11を囲み、訂正後（下段）欄に追加する記録を記入
- 記録の訂正の場合 ⇒ 訂正12を囲み、訂正前（上段）欄と訂正後（下段）欄の両方に記録を記入
- 記録の削除の場合 ⇒ 削除13を囲み、訂正前（上段）欄に削除する記録を記入

令和 元年 8 月 5 日

企業年金連合会理事長 殿

理事長

〇〇 〇〇

印

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届（様式第6号の2）

主な変更点

・各年月日および期間の記入方法

様式第6号の2

中途脱退者脱退一時金相当額・算定基礎期間訂正届

各申出年月の記入方法

上段：脱退一時金相当額の移換申出年月を記入

下段：支給義務(基本部分)の移換申出年月を記入

※平成26年4月以降に脱退一時金相当額^{のみの}移換申出をした者に対する訂正の場合、上段・下段とも同じ月を記入

脱退一時金相当額または算定基礎期間、いずれか一方の訂正であっても、必ずセットで記入します

脱退一時金相当額の追加・訂正・取消 算定基礎期間の追加・訂正

(該当する項目を○で囲み、訂正の月数を記入)

追加 (31)		期間 (月数)	訂正 (32)	期間 (月数)	取消 (33)	
無 ↓ 有	0 円	0ヶ月	有 ↓ 有	300,000 円 102ヶ月	有 ↓ 無	円
	円	ヶ月		400,000 円 102ヶ月		0 円

追加申出年月	元号	月	日	訂正申出年月	元号	月	日	取消申出年月	元号	月	日
追加申出年月	昭	5		訂正申出年月	昭	5		取消申出年月	昭	5	
	平	7			平	7			平	7	
	令	9			令	9			令	9	
申出年月	昭	5		申出年月	昭	5		申出年月	昭	5	
	平	7			平	7			平	7	
	令	9			令	9			令	9	

Point

平成26年4月以降に、脱退一時金相当額^{のみの}移換申出をした者の取消

⇒様式第5号「中途脱退者移換取消届」にて手続きします
(様式第6号の2ではありません)

各申出年月に元号欄「令和：9」を新設しました
該当する元号に○をして年月をご記入ください

○×

理事長

〇〇 〇〇

印

標準報酬額分割改定対象者訂正届の記入方法

◆ 標準報酬額分割改定対象者訂正届（様式第6号の3）

主な変更点

・各年月日および期間の記入方法

様式第 6 号の 3

標準報酬額分割改定対象者訂正届

基金番号		00000						件数	1		上段の基本項目の太線の中は変更の有無にかかわらずすべて記入してください。																																	
	①加入員番号									②基礎年金番号									③氏名(カナ)				④氏名(漢字)				⑤性別		⑥生年月日				移転申出年月											
訂正前	0000000002									1111111111									ブンカツ イチロウ								男 01		明大 昭平				400507				昭5 平7 令9				2103			
訂正後																											女 02		昭平								⑨訂正後基本年金額							
新元号の「令和：9」を新設しました																												31,700																

新元号の「令和：9」を新設しました
該当する元号に○をして年月日等をご記入ください

⑪ ⑫ ⑬
資格記録の追加・訂正

訂正前	追加11	訂正12	訂正後	追加11	訂正12	訂正後
	(年月日) 昭5 平7 合9			(年月日) 昭5 平7 合9		
	(種別)	(種別)	(種別)	(種別)	(種別)	(種別)
	(異動原因)	(異動原因)	(異動原因)	(異動原因)	(異動原因)	(異動原因)
	(標準報酬月額) (標準賞与額)	(標準報酬月額) (標準賞与額)	(標準報酬月額) (標準賞与額)	(標準報酬月額) (標準賞与額)	(標準報酬月額) (標準賞与額)	(標準報酬月額) (標準賞与額)
	(報酬標準給与月額) (賞与標準給与額)	(報酬標準給与月額) (賞与標準給与額)	(報酬標準給与月額) (賞与標準給与額)	(報酬標準給与月額) (賞与標準給与額)	(報酬標準給与月額) (賞与標準給与額)	(報酬標準給与月額) (賞与標準給与額)

⑭ ⑮ ⑯
船主等の特典

訂正前	追加11	訂正12	訂正後	追加11	訂正12	訂正後
	21	22	23	21	22	23
	(船)(共)該当者に係る訂正	(船)(共)該当者に係る訂正	(船)(共)該当者に係る訂正	(船)(共)該当者に係る訂正	(船)(共)該当者に係る訂正	(船)(共)該当者に係る訂正
	⑰一時金 有 無	⑰一時金 有 無	⑰一時金 有 無	⑰一時金 有 無	⑰一時金 有 無	⑰一時金 有 無
	⑱養育特例 該当 有 無	⑱養育特例 該当 有 無	⑱養育特例 該当 有 無	⑱養育特例 該当 有 無	⑱養育特例 該当 有 無	⑱養育特例 該当 有 無

各年月日および期間は全て元号付和暦でご記入ください

各年月日および期間は全て元号付和暦で
ご記入ください

分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)
離婚分割	新規A1	7.9.10.11	7.20.12.3	7.21.1.30	04000000
	追加A2	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間
		～	～	～	～

分割区分		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	(改定請求年月日)	(改定割合)
3号分割	新規A1	7.9.10.11	7.20.12.3	7.21.1.30	00000000
	追加A2	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間	改定対象期間又は特定期間
		7.20.4.1 ~ 7.20.12.3	~	日本年金機構から通知される「年金分割基金移換額」	

分割 区分 離婚 ・ 3号		(婚姻年月日)	(離婚年月日)	計算対象者資格確認用リスト」を参考に作成します なお、この様式は、支給義務の移転申出をした記録に対して使用し、脱退一時金相当額<u>のみの</u>移換申出の際には使用しません
	取消A3			

※各年月日および期間は元号付和暦で記入してください。

日本年金機構から通知される「年金分割基金移換額
計算対象者資格確認用リスト」を参考に作成します

なお、この様式は、支給義務の移転申出をした記録に対して使用し、脱退一時金相当額**のみの**移換申出の際には使用しません

令和〇〇年 月 X 日

××× 厚生年金基金

企業年金連合会理事長 殿

理事長

○○ ○○

印

中途脱退者住所訂正届の記入方法

◆ 中途脱退者住所訂正届（様式第6号の4）

主な変更点

・各年月日の記入方法

様式第6号の4

中 途 脱 退 者 住 所 訂 正 届

基金番号	012X	件数	1																																															
①加入員番号				②基礎年金番号				③氏名（カナ）				④性別		⑤生年月日				⑥移転 申出年月				⑦新 住 所																												
0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	X	CD	7	7	7	7	1	2	3	4	5	X	レン	ゴウ	カイ	ハナ	コ	男	01	昭5	3	3	0	2	0	2	昭5	平7	令9	2	5	1	2	〒105-8722	港区	芝公園	△△△				
																										女	02	平7																						
																											男	01	昭5																					
																											女	02	平7																					
																												男	01	昭5																				
																											女	02	平7																					
																												男	01	昭5																				
																											女	02	平7																					
																												男	01	昭5																				
																											女	02	平7																					
																												男	01	昭5																				
																											女	02	平7																					
																												男	01	昭5																				
																											女	02	平7																					
																												男	01	昭5																				
																											女	02	平7																					

新元号の「令和：9」を追加しました
該当する元号に○をして年月をご記入ください

令和〇〇年〇月〇〇日

企業年金連合会理事長 殿

〇〇〇 厚生年金基金

理事長 〇〇 〇〇 印

現価相当額調整通知書の見方

◆ 現価相当額調整通知書（様式第7号）

様式第7号

現 価 相 当 額 調 整 通 知 書

1 ページ

<00YY>

〇〇〇

厚生年金基金理事長 殿

中途脱退者の取消又は記録等の訂正により現価相当額を調整した結果
下記となりましたので通知します。

平成23年7月1日

企 業 年 金 連 合 会

記

理 事 長

基金番号		00YY														
加入員番号	基礎年金番号	氏 名	種別	現 価 相 当 額 交 付 年 月	連合会に交付した現価相当額 (うち、事務費)	正当な現価相当額 (うち、事務費)	調整した現価相当額 (うち、調整事務費)			調整した 年金額	調整した政府負担金 控除後の額	事 由	区分	加入員台帳 区 分	年金 区分	
							差 額	利息等	合 計							
0000011040	1111-153419	井上 直子	6	平成21. 07	円 134,400 (4,419)	円 0 (0)	円 129,981	(2.25%) 円 5,805	円 (139,105 3,319)	円 6,803	円	訂正届により	K			
0000027120	2143-320224	大木 澄恵	6	平成23. 05	850,102	0	850,102	0	850,102	86,000	86,000	取消届により		有		
					円 138,400 (4,506)	円 0 (0)	円 133,894	0	円 (137,300 3,406)	円 7,157		取消届により	K			

項目 性別	件 数	年金額(円)	政 府 負 担 金 控除後の額 (円)	現価相当額等(円) (うち、調整事務費(円))
男 子	基本 0	0	0	0
	通基 0	0		0
		0	0	(0) (0)
女 子	基本 1	86,000	86,000	850,102
	通基 2	13,960	0	276,405
		99,960	86,000	(6,725) 1,126,507 (6,725)
合 計	基本 1	86,000	86,000	850,102
	通基 2	13,960	0	276,405
		99,960	86,000	(6,725) 1,126,507 (6,725)

マイナス：基金 ⇒ 連合会へ追加移換
プラス：連合会 ⇒ 基金へ返還

企 業 年 金 連 合 会

平成22年6月 申出分

- ・「区分」欄の「*」の符号がある場合は、
本人等から申出がされたことを表しています

「区分」欄の「*」の符号は、本人等から申出された住所訂正に基づき処理を行ったことを表しています。

上記のとおり処理を行いましたのでご連絡いたします。

72



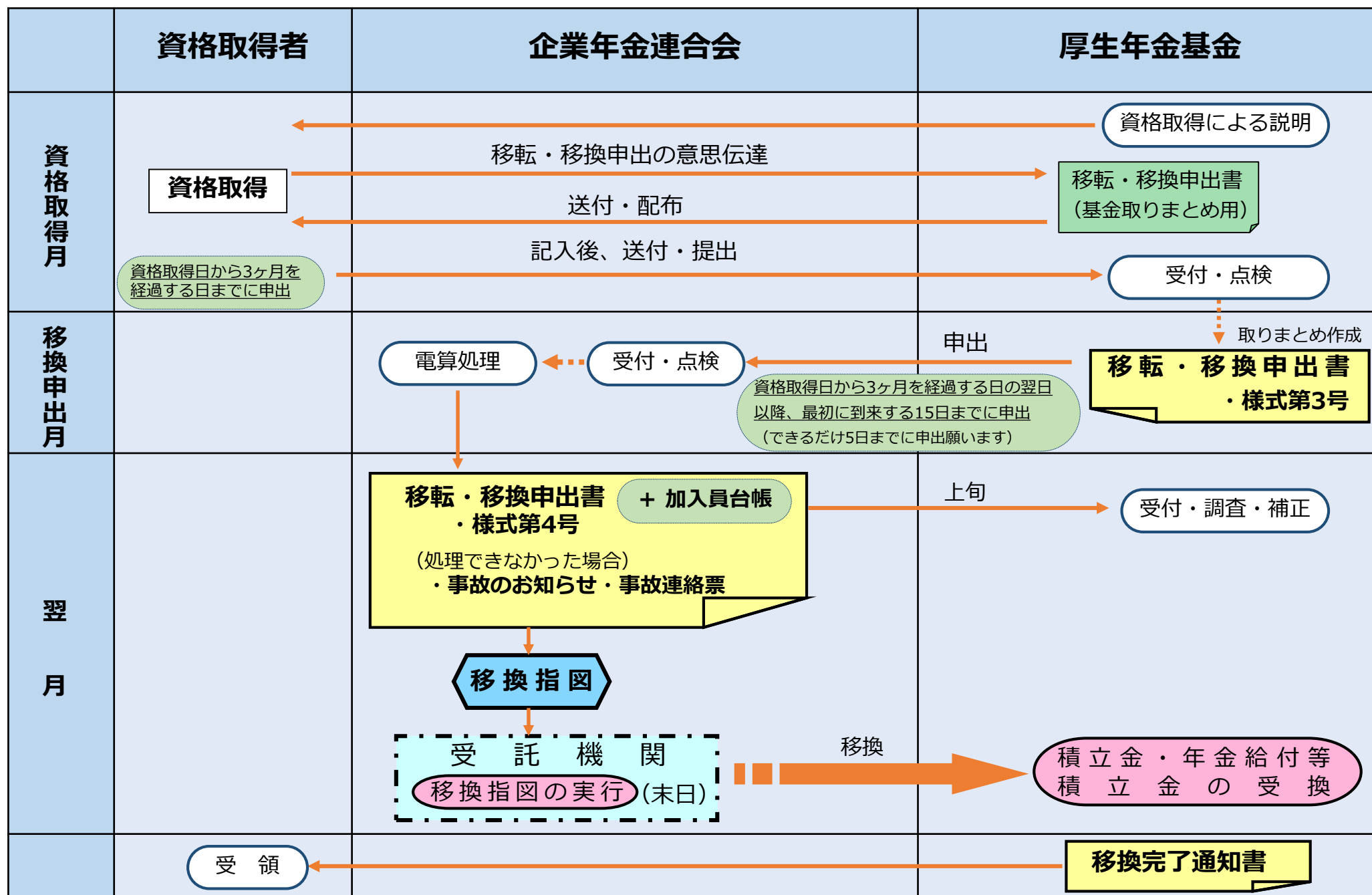
Ⅳ 移受換の事務処理【厚生年金基金】

3. 基金への移換申出事務

3. 基金への移換申出事務

締切日は事前にご確認ください
 移換申出の締切日は毎月15日です（15日が土日祝日の場合は翌営業日）
 ※15日を過ぎると翌月処理分として取り扱います

資格取得者の移換申出を取りまとめて積立金等を連合会から受換する場合の流れ



基金から連合会へ提出する書類（基金取りまとめ）

◆ 中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（様式第3号）

原則として、基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日の翌日以降、最初に到来する15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）までに連合会に申出を行います

様式第3号

中途脱退者等支給義務の移転、年金給付等積立金、積立金移換申出書（厚生年金基金）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第53条第1項、同条第5項、第54条第1項又は第57条第1項の規定により、下記の者に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転、年金給付等積立金の移換及び積立金の移換の申出を受けましたので申し出ます。

令和 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

厚生年金基金の名称及び住所

○○○○○ ○-○○

○○○

厚生年金基金

理事長氏名

○○

○○

印

企業年金連合会理事長 殿

移換日において、支給開始年齢に到達している場合は移換不可

基金番号	0	0	Y	Y	件数	基礎年金番号	(フリガナ) 加入員氏名	性別	生年月日	加入員の資格取得年月日	移転 区分	移換 区分																
2	1	3	4	2	8	0	3	7	4	ネンキン ヨウコ	男 01 昭 5	平 7	4	9	0	2	2	0	平 7	0	1	0	6	0	1	1	2	A
										年金 陽子	女 02 平 7	4	9	0	2	2	0	平 7	0	1	0	6	0	1	1	2	B	
										レンゴウ サブロー	男 01 昭 5	4	9	0	2	2	0	平 7	0	1	0	6	0	1	1	2	C	
										連合 三郎	女 02 平 7	5	4	0				平 7	0	1	0	6	0	1	1	2	D	

新元号の「令和：9」を追加しました
該当する元号に○をして年月日をご記入ください

主な変更点

・各年月日の記入方法

「移転区分」「移換区分」の記入方法

規約で定める範囲内での本人の選択内容を、下部の(注1)(注2)を参考に記号で選択

(注1) 移転区分・・・権利義務の移転
(注2) 移換区分・・・積立金等の資産の移換

- (注1) 「移転区分」欄は以下から選択し○を付けること
- 1 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受ける
 - 2 自基金の老齢年金給付の権利義務のみ移転を受ける
 - 3 全ての老齢年金給付の権利義務の移転を受けない

- (注2) 「移換区分」欄は以下から選択し○を付けること
- A 全ての資産の移換を受ける
 - B 厚生年金基金由来の資産のみ移換を受ける
 - C 確定給付企業年金由来の資産のみ移換を受ける
 - D 全ての資産の移換を受けない

中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書の見方

◆ 中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（様式第4号）

様式第4号

中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書（基金分）

20XX.XX.XX

1 ページ

〇〇〇

<00YY>

厚生年金基金理事長 殿

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため
(平成25年法律第63号)附則第53条第4項、同条第6
より、請求のあった下記の者に係る年金給付等積
この者の厚生年金基金加入員台帳を別紙のとおり

平成 XX 年 XX 月 1 日

【返還事務費】
事務費－返還事務費基準額※

※返還事務費基準額：返還処理に係る費用

資格喪失日

・平成26年10月1日以降の場合

5,000円

・平成26年9月30日以前の場合

3,800円

記

基金番号	00YY	基礎年金番号	加入員氏名	性別	生年月日	加入員資格		年金額	政府負担金 控除後の額	加入員 期 間	積立金等	返還事務費	積 立 金 等	算定基礎 期間等	区 分	配 置 区 分 置	過去勤務		
						取得年月日	喪失年月日										算定基礎額	加入員期間	年 金 額
2134-280374	サトウ ユキコ 佐藤 有紀子	女	昭和49.02.20	平成20.03.01	平成21.04.10	円	円	月	円	円	0	A	#						
						—	—				199,127	0							
2143-343449	ヤマダ コウスケ 山田 康介	男	昭和54.03.28	平成17.10.01	平成21.10.01	円	円	月	円	円	0	A	#						
						—	—				163,077	2,862	C	48					
						—	—				656,477	2,862							

項目
性別

申出人数

件 数

年 金 額 (円)

政府負担金
控除後の額
(円)

積立金等 (円)

返還事務費 (円)

男子	1	基本 通算企業	1	150,800	150,800	493,400	—
			1	—	—	163,077	2,862
女子	1	基本 通算企業	1	39,200	39,200	199,127	—
			0	—	—	0	0
合計	2	基本 通算企業	2	190,000	190,000	692,527	—
			1	—	—	163,077	2,862
				190,000	190,000	855,604	2,862

(注) 1 「基礎年金番号」欄の「*」の符号は、本人申出の者について表示されています。

2 「区分」欄の「#」の符号は、この者に対して厚生年金基金加入員台帳が添付されています。

3 「配慮措置区分」欄の「H」の符号は、養育特例配慮措置の該当者について表示しています。

なお、「区分」欄の「B」の符号は、離婚等により標準報酬額が分割改定された者について表示しています。

種類を表しています。

連合会が基金に移換する金額
(返還事務費を含んでいます)

C 厚生年金基金の脱退一時金相当額
D 解散した厚生年金基金の残余財産
E 確定給付企業年金の脱退一時金相当額
F 制度終了した確定給付企業年金の残余財産
G 設立事業所の権利義務移転に係る代行年金（解散みなし）



V 參考資料

1. 事故連絡票の見方

各種通知等が事故となり処理ができなかった場合、連合会より企業年金に「事故のお知らせ」および「事故連絡票」をお送りします（翌月上旬頃）

(1) 「事故連絡票」の内容を確認する

- ②「事故連絡票」に印字されている「＊」印により、事故箇所を確認

(2) 事故箇所に対する調査等を行い、必要に応じて、補正後の内容で再度各種通知等を行う

※事故となった各種通知等の原本は返却できないため、必要に応じて改めて作成願います（加入員台帳のみ返却）

※事故のお知らせ・事故連絡票の返送は不要です

【事故のお知らせ】

20XX年 7月分		*** 事故のお知らせ ***			20XX.08.01		1 ページ
☐ △ ☒ 企業年金基金 確定給付企業年金事業主 殿							
次の者については、連合会で処理できませんでしたのでお知らせします。 詳細は、別添の事故連絡票を参照してください。							
基金番号等	号	件数	通 知	申 出	取 消	訂 正	
	00012X		脱退一時金相当額移換通知 積立金移換申出	1件 1件	1件 0件	1件 0件	
種 類	基 礎 年 金 番 号						
移換通知	6111-12345X						
移換通知取消	6111-12345X						
移換通知訂正	7111-12345X						
移換申出	8111-12345X						

(注) 「基礎年金番号」欄の「※」の符号は、本人申出の者について表示されています。
再度提出する必要があるものは、速やかに申出してください。

【事故連絡票】

[illegible]

事故連絡票の見方

連合会に移換通知済の記録がある場合、「事故連絡票」の下段にその情報（マスタ）が出力されます。
マスタの内容を確認のうえ事故箇所に対する調査等を行い、必要に応じて再度各種通知等を行います。
※厚年基金の場合、マスタは2ページ目に出力されます

この例は、既に連合会で記録管理しており、再度の通知等が不要であったため、事故となったものです
なお、マスタの内容に訂正が必要な場合は「訂正届」にて届出します

今回の移換通知内容

事故連絡票									
移換通知	基金番号等	00012X	加入員（者）氏名	1	新キン タロウ 年金 太郎	整理番号	XXXXXXX-XX		
性別	1	生年月日	1985.12.12	基礎年金番号	6111-12345X	受付年月	2018.07		
住所	2	160-0023 新宿区 西新宿 ●-●-●					処理年月日	20XX.08.01	
電話番号					脱退一時金相当額	001500000			
算定基礎期間	140				本人が拠出した掛金額	000100000			
算定基礎期間開始日	20XX.10.01				基本移換区分				
算定基礎期間終了日	20XX.06.01				加算移換区分				
資格取得年月日					DB移換区分				
資格喪失年月日	20XX.06.01				移換先資格取得年月日				
						事故コード	1501		
						資格記録の全部または一部が重複しています。			

連合会が既に管理している記録（マスタ）

中 脱	基金番号等	00012X	加入員（者）氏名	1	新キン タロウ 年金 太郎	** マスタ **			
性別	1	生年月日	1985.12.12	基礎年金番号	6111-12345X	通知年月	2018.06		
住所	2	160-0023 新宿区 西新宿 ●-●-●					整理番号	XXXXXXX-XX	
脱退一時金相当額	1,500,000		本人が拠出した掛金額	100,000		算定基礎期間	140		
算定基礎期間開始日	20XX.10.01		算定基礎期間終了日	20XX.06.01					
資格取得年月日			資格喪失年月日	20XX.06.01					
						処理年月日	20XX.08.01		

2. 連合会ホームページの活用

◆ 各種様式ダウンロード

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします。

③ 年金制度ごとのリンクをクリックします。

② 「移受換の事務処理」をクリックします。

④ 必要な様式をダウンロードします。

様式	内容	形式
様式第18号	登録届兼変更届(確定給付企業年金) 注記: 記入方法(PDF形式/206KB) 注記: 基金番号または規約番号及び認可または承認年月日を確認することが出来る書類を添付してください。(設立時の認可書・承認通知書等の写し)	PDF形式/33KB
様式第10号	中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(確定給付企業年金) 注記: 記入方法(PDF形式/467KB) 注記: 名称・住所等に変更がある場合は、併せて様式第18号(登録届兼変更届)を提出してください。	EXCEL形式/71KB (記録媒体用:CD・FD) EXCEL形式/33KB
様式第12号	中途脱退者等積立金、年金給付等積立金等移換申請書	EXCEL形式

連合会ホームページの活用

◆ 年金試算シミュレーション

① 「通算企業年金のおすすめ」をクリックします。



③ 年金試算条件を入力し、「試算」をクリックします。

年金試算条件

※数字は全て半角で入力してください。

生年月日 必須	昭和 55 年 8 月 22 日 (半角入力)
脱退一時金相当額または、 残余財産分配金の額 必須	300000 円 (半角入力 コンマは不要)
性別 必須	☒ 男性 ☐ 女性
資格喪失年月日(退職日) (注記1) または基金の解散日・制度の終了日 必須	令和 1 年 9 月 30 日 (半角入力)
移換を申出する予定の年月 (注記2、3、4) 必須	令和 1 年 10 月 (半角入力)
過去に通算企業年金として連合会に移換して そのままにしている (ポータビリティで他に移換していない) 必須	☒ はい ☐ いいえ

注記1 資格喪失年月日は、規約により退職日の翌日となる場合があります。

注記2 企業年金連合会に対し脱退一時金相当額または残余財産分配金の移換を申出する予

注記3 15日を過ぎて申出する場合は、翌月を入力してください。

注記4 移換申出年月の翌月が移換年月(実際に年金原簿を移す年月)となります。

キャンセル
試算

検索

年金試算シミュレーション

② 「年金試算シミュレーション」をクリックします。



④ 年金額および事務費の試算結果が表示されます。

年金試算シミュレーション

年金試算条件

生年月日	昭和55年8月22日
脱退一時金相当額または残余財産分配金の額	300,000円
性別	男
資格喪失年月日(解散・制度終了認可年月日)	令和1年9月30日
予定移換申出年月	令和1年10月
連合会への移換	はい

年金試算結果

支給開始年齢時の年金額 (年間の支払額) (注記1)	23,238円	支給開始年齢 (支給開始時期) (注記2)	65歳
注記1 支給開始年齢から生涯にわたってお受け取りいただけます。 ・80歳前に亡くなった場合は、残りの期間中の一時金が遺族に支給されます。 ・この年金額から先へ下記の事務費が控除されることはありません。			
注記2 生年月日等に基いた支給開始年齢を超えて移換された場合は、移換された月に年金の支給額が発生するため、移換された月の翌月からの年金が支給されます。			
脱退一時金相当額または残余 財産分配金の額	300,000円	移換時に控除する事務費額 (注記3)	¥1,644円
注記3 移換時に一括して控除されていたものであり、毎年、控除されるものではありません。			

※通算企業年金の給付設計の詳細についてはこちら
※事務費の詳細についてはこちら

連合会ホームページの活用

◆「通算企業年金のおすすめ」パンフレット

検索

企業年金の通算制度

①「企業年金のしくみ」をクリックします。



②「企業年金の通算制度」をクリックします。



③年金制度や資格喪失日等を確認し、該当するパンフレットを選択します。

連合会の通算企業年金のおすすめ

通算企業年金とは、中途退職などでこれまで加入されていた企業年金を脱退された場合などに、それまで蓄えられた年金原資を企業年金連合会で預かりし、将来年金としてお受け取りいただくものです。

● 詳しくはこちら

『企業年金連合会の通算企業年金のおすすめ』パンフレット

- 平成29年4月1日以降に加入資格を喪失した方向け
 - PDF 厚生年金基金（中途脱退者向け）（PDF形式/1.58MB）
 - PDF 厚生年金基金（解散基金加入員向け）（PDF形式/1.58MB）
 - PDF 確定給付企業年金（中途脱退者向け）（PDF形式/1.60MB）
 - PDF 確定給付企業年金（終了制度加入者向け）（PDF形式/1.56MB）
- 平成26年10月1日から平成29年3月31日までに加入資格を喪失した方向け
 - PDF 厚生年金基金（中途脱退者向け）（PDF形式/2.24MB）
 - PDF 厚生年金基金（解散基金加入員向け）（PDF形式/1.38MB）
 - PDF 確定給付企業年金（中途脱退者向け）（PDF形式/2.25MB）
 - PDF 確定給付企業年金（終了制度加入者向け）（PDF形式/2.28MB）
- 平成26年9月30日以前に加入資格を喪失した方向け
 - PDF 厚生年金基金（中途脱退者向け）（PDF形式/2.23MB）

この下にパンフレット送付依頼書があります

厚生年金基金（中途脱退者向け）

確定給付企業年金（中途脱退者向け）

3. 移受換事務 Q & A

移受換事務に関して、よくある一般的なお問い合わせ事項を「Q & A形式」でまとめています

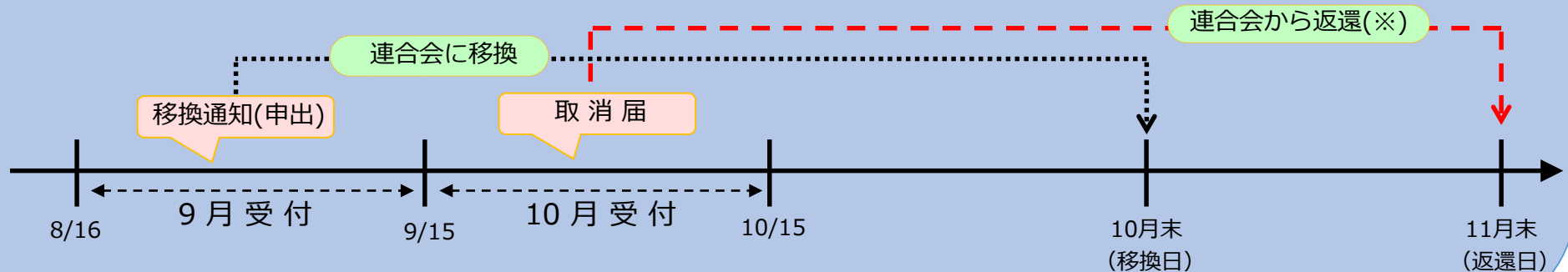
Q1： 年金記録係あてに提出する移換通知(申出)や取消・訂正届の受付締日を教えてください

A1： 毎月15日(15日が土日祝日の場合は翌営業日)です
 受付締日を過ぎて到着したものは、翌月処理分として受付いたします
 ※登録届兼変更届は随時受付。登録内容に変更があった場合はお早めに届出願います

Q2： 連合会に移換通知(申出)した脱退一時金相当額を取消したいので、移換通知(申出)をなかったことにできますか？

A2： 移換通知(申出)月と同月内に取消届を提出いただいた場合に限り、脱退一時金相当額の移受換は行われません
 (各種届出の受付締日は、A1参照)
 なお、取消届が締日までに提出できなかった場合は、移換通知(申出)をなかったことには出来ません
 この場合、移換通知(申出)月の翌月10日頃に届く受理書等に基づき、一旦、脱退一時金相当額を連合会に移換いただき、並行して、連合会に取消届を提出して下さい
 取消の処理が完了したところで連合会から調整通知書をお送りし、脱退一時金相当額を返還(※)いたします

※ 返還する脱退一時金相当額 = 移換いただく脱退一時金相当額 - 定額事務費(1,100円) + 利息(発生した場合)



3. 移受換事務 Q & A

Q3 : 連合会に移換通知(申出)した脱退一時金相当額を取消する場合に、必要な様式を教えてください

A3 : 【DB】様式第14号+第14号付表をご提出下さい

Q4 : DB様式第18号「登録届兼変更届」の提出について教えてください

A4 : 【初回登録】登録がないと移換通知が受理できません。必要な添付書類とともに届出願います。 (P.23～参照)

【変更】最新の情報で移受換事務を行うために、変更の都度、届出願います

なお、規約番号・基金番号の変更は【初回登録】扱いとなり、添付書類が必要です

※名称および住所について、移換通知受理書の送付先情報にもなるため、忘れずに変更の届出をお願いします
なお、管轄の厚生局への認可申請・届出が必要な場合は、こちらも忘れずに手続きして下さい

Q5 : 厚生年金基金を解散し、今はDBを実施していますが、厚生年金基金当時に移換済の記録の訂正をする場合、届け出はどの様式となりますか

A5 : 該当者が加入されていた制度での届け出をお願いします

厚生年金基金として移換申出された記録の訂正の場合、様式第6号及び様式第6号の2をご提出ください

ご不明な点やご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

〒105-0011
東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

企業年金連合会
年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係
電話：03-5401-8732
ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>